

電波法及び放送法の一部を改正する法律案 新旧対照表

目次

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（第一条関係）	．．．．．	1
○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（第二条関係）	．．．．．	77
○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（第三条関係）	．．．．．	96
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十一条第一号関係）	．．．．．	132
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十一条第二号関係）	．．．．．	133
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）（附則第十一条第三号関係）	．．．．．	134
○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）（附則第十二条関係）	．．．．．	136
○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（附則第十三条関係）	．．．．．	137

改正案	現行
目次 第一章（略） 第二章 無線局の免許等 第一節 無線局の免許（<u>第四条―第二十七条の二十</u>） 第二節 無線局の登録（<u>第二十七条の二十一―第二十七条の三十七</u>） 第三節 無線局の開設に関するあつせん等（<u>第二十七条の三十八・第二十七条の三十九</u>） 第三章〜第七章（略） 第七章の二 電波監理審議会（<u>第九十九条の二―第九十九条の十五</u>） 第八章・第九章（略） 附則 第二章 無線局の免許等 第一節 無線局の免許 （無線局の開設） 第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次―に掲げる無線局については、この限りでない。 一〜三（略） 四 <u>第二十七条の二十一</u>第一項の登録を受けて開設する無線局（以下「登録局」という。） （欠格事由）	目次 第一章（同上） 第二章（同上） 第一節 無線局の免許（<u>第四条―第二十七条の十七</u>） 第二節 無線局の登録（<u>第二十七条の十八―第二十七条の三十四</u>） 第三節 無線局の開設に関するあつせん等（<u>第二十七条の三十五・第二十七条の三十六</u>） 第三章〜第七章（同上） 第七章の二 電波監理審議会（<u>第九十九条の二―第九十九条の十四</u>） 第八章・第九章（同上） 附則 第二章（同上） 第一節（同上） （無線局の開設） 第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。 一〜三（同上） 四 <u>第二十七条の十八</u>第一項の登録を受けて開設する無線局（以下「登録局」という。） （欠格事由）

（傍線部分は改正部分）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体

四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるものの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。

- 一・二 (略)

三 船舶の無線局（船舶に開設する無線局のうち、電気通信業務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号に規定する電気通信業務をいう。以下同じ。）を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）

四 航空機の無線局（航空機に開設する無線局のうち、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）

- 五〇九 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

- 一・二 (略)

第五条 (同上)

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるものの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの。

2 (同上)

- 一・二 (同上)

三 船舶の無線局（船舶に開設する無線局のうち、電気通信業務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。）を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ七に規定する船舶に開設するもの

四 航空機の無線局（航空機に開設する無線局のうち、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百二十七条ただし書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機に開設するもの

- 五〇九 (同上)

3 (同上)

- 一・二 (同上)

三 <u>第二十七条の十六</u>第一項（第一号を除く。）又は第二項（第四号及び第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者 四 <u>第七十六条第六項（第三号を除く。）</u>の規定により<u>第二十七条の二十一</u>第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者	三 <u>第二十七条の十五</u>第一項（第一号を除く。）又は第二項（第四号及び第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者 四 <u>第七十六条第六項（第三号を除く。）</u>の規定により<u>第二十七条の十八</u>第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
4・5 （略） 6 <u>第二十七条の十四</u>第一項の認定を受けた者であつて<u>第二十七条の十二</u>第一項に規定する開設指針に定める納付の期限までに<u>同条第三項第六号</u>に規定する特定基地局開設料を納付していないものには、当該特定基地局開設料が納付されるまでの間、同条第一項に規定する特定基地局の免許を与えないことができる。	4・5 （同上） 6 <u>第二十七条の十三</u>第一項の認定を受けた者であつて<u>第二十七条の十二</u>第一項に規定する開設指針に定める納付の期限までに<u>同条第二項第五号</u>に規定する特定基地局開設料を納付していないものには、当該特定基地局開設料が納付されるまでの間、同条第一項に規定する特定基地局の免許を与えないことができる。
（免許の申請） 第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 一 目的（二以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあっては、その主従の区別を含む。）	（免許の申請） 第六条 （同上） 一 （同上）
二 開設を必要とする理由 三 通信の相手方及び通信事項 四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、次のイ又はロに掲げるものについては、それぞれイ又はロに定める事項。第十八条第一項を除き、以下同じ。） イ 人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）その人工衛星の軌道又は位置	二 （同上） 三 （同上） 四 （同上） イ （同上）

ロ 人工衛星局、船舶の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第三項において同じ。）、船舶地球局（船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第五項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外の無線局 移動範囲

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第三号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十四第二項第十号、第三十八条の二第一項、第七十条の五の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第一百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の
予定期日

八 運用開始の予定期日

九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十六第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

ロ （同上）

五 （同上）

六 （同上）

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第三号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十三第二項第九号、第三十八条の二第一項、第七十条の五の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第一百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の
予定期日

八 （同上）

九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十三第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

2 (略)	3 船舶局（船舶の無線局のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの以外のものをいう。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。
一 その船舶に関する次に掲げる事項 イゝチ （略）	リ 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第四条第一項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、その旨
二 （略）	4 （略） 5 航空機局（航空機の無線局のうち、無線設備がレーダーのみのもの以外のものをいう。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に、同項に掲げる事項のほか、その航空機に関する次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。
一ゝ六 （略）	七 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第六十条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機であるときは、その旨
6・7 （略）	8 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。
一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動	2 (同上)
3 (同上)	一 (同上) イゝチ (同上)
リ 船舶安全法 第四条第一項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、その旨	二 (同上)
4 (同上)	5 (同上)
一ゝ六 (同上)	七 航空法 第六十条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機であるときは、その旨
6・7 (同上)	8 (同上)
一 (同上)	

範囲とするものに限る。)

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの(以下「電気通信業務用基地局」という。)

三・四 (略)

9 (略)

(簡易な免許手続)

第十五条 第十三条第一項ただし書の再免許及び適合表示無線設備のみを使用する無線局その他総務省令で定める無線局の免許については、第六条(第八項及び第九項を除く。)及び第八条から第十二条までの規定にかかわらず、総務省令で定める簡易な手続によることができる。

(無線局に関する情報の公表等)

第二十五条 総務大臣は、無線局の免許又は第二十七条の二十一第一項の登録(以下「免許等」という。)をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状に記載された事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項(第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。)又は第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された事項若しくは第二十七条の三十四の規定により届け出られた事項(第二十七条の二十五第二項に規定する事項に相当する事項に限る。)のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査又は第二十七条の十二

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの

三・四 (同上)

9 (同上)

(簡易な免許手続)

第十五条 第十三条第一項ただし書の再免許及び適合表示無線設備のみを使用する無線局その他総務省令で定める無線局の免許については、第六条及び第八条から第十二条までの規定にかかわらず、総務省令で定める簡易な手続によることができる。

(無線局に関する情報の公表等)

第二十五条 総務大臣は、無線局の免許又は第二十七条の十八第一項の登録(以下「免許等」という。)をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状に記載された事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項(第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。)又は第二十七条の二十二第一項の登録状に記載された事項若しくは第二十七条の三十一の規定により届け出られた事項(第二十七条の二十二第二項に規定する事項に相当する事項に限る。)のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査又は第二十七条の十二

第三項第七号に規定する終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

3 (略)

(周波数割当計画)

第二十六条 (略)

2 周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 三 (略)

四 第二十七条の十四第六項の規定により指定された周波数であるときは、その旨

五 (略)

(電波の利用状況の調査)

第二十六条の二 総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査区分(三百万メガヘルツ以下の周波数についての次の各号に掲げる無線局の種類)ごとの当該各号に定める事項の別による区分をいう。次条第一項及び第三項において同じ。ことに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査(以下この条及び次条第一項において「利用状況調査」という。)を行うものとする。

第二項第六号に規定する終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

3 (同上)

(周波数割当計画)

第二十六条 (同上)

2 (同上)

一 三 (同上)

四 第二十七条の十三第六項の規定により指定された周波数であるときは、その旨

五 (同上)

(電波の利用状況の調査等)

第二十六条の二 総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため

、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査(以下この条において「利用状況調査」という。)を行うものとする。

一 電気通信業務用基地局 周波数帯（三百万メガヘルツ以下の周波数を電波の特性その他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。次号及び第二十七条の十二第二項第三号において同じ。） 他総務省令で定める事項 二 電気通信業務用基地局以外の無線局 周波数帯その他総務省令で定める事項 （削る）	2 総務大臣は、利用状況調査を行ったときは、遅滞なく、その結果を電波監理審議会に報告するとともに、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。 （削る）	3 総務大臣は、利用状況調査 を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。 （電波の有効利用の程度の評価等）	第二十六条の三 電波監理審議会は、前条第二項の規定により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、調査区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する
（新設） 2 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。 3 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき、及び前項の規定により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。 4 総務大臣は、第二項の評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。 5 総務大臣は、利用状況調査及び前項に規定する調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。 （新設）			

国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項（第三項において「評価事項」という。）について電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）を行うものとする。	一 無線局の数	二 無線局の行う無線通信の通信量	三 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況	四 その他総務省令で定める事項	2 電波監理審議会は、あらかじめ、有効利用評価の基準及び方法その他有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針を定め、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	3 前項に規定する有効利用評価の方法（電気通信業務用基地局に係るものに限る。）は、調査区分ごとに、各評価事項の評価の結果を表示する記号を付するとともに、これらの評価事項の全体の総合的な評価の結果を表示する記号を付することを内容とするものでなければならない。	4 電波監理審議会は、有効利用評価を行ったときは、遅滞なく、総務大臣に対し、その結果を報告するとともに、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表しなければならない。	5 電波監理審議会は、有効利用評価を行うため必要な限度において、免許人等に対し、報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。	6 総務大臣は、有効利用評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変
--	----------------	-------------------------	--	------------------------	--	--	---	---	--

更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。

7| 総務大臣は、前項の規定による調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であるもののうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもの(以下「特定基地局」という。)について、特定基地局の開設に関する指針(以下「開設指針」という。)を定めることができる。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信

二 移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域(放送法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。第二十七条の十四第二項第三号において同じ。)における当該移動受信用地上基幹放送の受信

2| 前項の場合において、総務大臣は、既に開設されている電気通信業務用基地局(以下「既設電気通信業務用基地局」という。)が現に使用している周波数(当該既設電気通信業務用基地局の無線設備の設置場所に係る区域として総務大臣が定める区域に係るものに限る。以下この項及び次条第一項(第三号を除く。)において同じ。)を使用す

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 (同上)

一 (同上)

二 移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域(放送法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。次条第二項第三号において同じ。)における当該移動受信用地上基幹放送の受信

(新設)

る電気通信業務用基地局については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものに限る。特定基地局とすることができる。

一 第二十六条の三第四項の規定により有効利用評価の結果の報告を受けた場合において、既設電気通信業務用基地局（第二十七条の十五第三項に規定する認定計画に従つて開設されているものであつて、当該認定計画に係る認定の有効期間が満了していないものを除く。第三号及び第二十七条の二十において同じ。）が現に使用している周波数に係る当該結果が総務省令で定める基準を満たしていないと認めるとき。当該周波数を使用する電気通信業務用基地局。

二 次条第二項の規定により、同条第一項の規定による申出に係る開設指針を定める必要がある旨を決定したとき。当該決定に係る周波数を使用する電気通信業務用基地局。

三 電波に関する技術の発達、需要の動向その他の事情を勘案して、既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の再編（一の周波数の区分（同一の周波数帯に属する周波数であつて同一の免許人が開設する無線局が現に使用しているものの別による区分をいう。以下この号において同じ。）を更に区分し、又は二以上の周波数の区分を統合し、若しくは統合した上で区分することをいう。以下この号において同じ。）を行い、当該周波数の再編により新たに区分された周波数を使用する電気通信業務用基地局の開設を図ることが電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要であると認めるとき。当該電気通信業務用基地局。

3| 開設指針には、次に掲げる事項（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設指針にあつては、第三号及び第八号に掲げる事項

2| 開設指針には、次に掲げる事項（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設指針にあつては、第七号 に掲げる事項

を除く。)を定めるものとする。

一 (略)

二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及び当該周波数を使用させることとする区域(以下「周波数の使用区域」という。

)(その他の当該周波数の使用に関する事項(次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める事項

を含む。)

イ その周波数の全部又は一部を当該特定基地局以外の無線局が現に使用している場合であつて、当該周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているとき(ロに掲げる場合を除く。)

ロ その周波数の全部又は一部を当該周波数の使用区域内において既設電気通信業務用基地局が現に使用している場合 当該周波数及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局が現に使用している周波数並びにこれらの周波数の使用の期限の満了の日

三 次のイ又はロに掲げる事項その他の当該特定基地局の無線設備に係る電波の公平な利用を確保するための措置に関する事項

イ 当該特定基地局を開設しようとする者の区分(既設電気通信業務用基地局の免許人であるか否かの別、当該免許人ごとに算定した既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の幅の合計その他の事項を勘案して定めるものをいう。)ごとに当該区分に属する者が開設する当該特定基地局に使用させることとする周

を除く。)を定めるものとする。

一 (同上)

二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその

周波数の使用に関する事項(現にその周波数の全部又は一部を当該特定基地局以外の無線局が使用している場合であつて、その周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているときは、その周波数及びその期限の満了の日を含む。)

(新設)

(新設)

(新設)

波数の幅の上限に関する事項

ロ 接続・卸役務提供（他の電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。）の電気通信設備と当該特定基地局に係る電気通信業務の用に供する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務（同法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。）の提供をいう。第二十七条の十四第二項第五号において同じ。）の促進に関する事項

四・五（略）

六 第二十七条の十四第一項の認定を受けた者が納付すべき金銭（以下「特定基地局開設料」という。）の額並びにその納付の方法及び期限その他特定基地局開設料に関する事項

七 第二号イ又はロに掲げる場合において、それぞれ同号イ又はロに定める日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、それぞれ同号イ又はロに定める周波数を現に使用している無線局による当該イ又はロに定める周波数の使用を当該イ又はロに定める日前に終了させるために当該特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（以下

「終了促進措置」という

。）に関する事項

八 当該特定基地局に係る第一項第一号に掲げる無線通信を確保するため、既に開設されている特定基地局の無線設備に当該無線通信を確保するための機能を付加してその運用を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、高度既設特定基地局（既に開設されている特定基地局であつて、その無線設備に当該機能を付加した

三・四（同上）

五 次条第一項 の認定を受けた者が納付すべき金銭（以下「特定基地局開設料」という。）の額並びにその納付の方法及び期限その他特定基地局開設料に関する事項

六 第二号括弧書に規定する場合において、同号括弧書に規定する日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該 周波数を現に使用している無線局による当該 周波数の使用を同日 前に終了させるために当該特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（次条第二

項第十一号及び第百十六条第十号において「終了促進措置」という

。）に関する事項

七 当該特定基地局に係る前項第一号 に掲げる無線通信を確保するため、既に開設されている特定基地局の無線設備に当該無線通信を確保するための機能を付加してその運用を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、高度既設特定基地局（既に開設されている特定基地局であつて、その無線設備に当該機能を付加した

ものをいう。以下同じ。）の範囲、配置及び運用開始の時期に関する事項

九 第二十七条の十四第一項の認定をするための評価の基準

十 (略)

4| 総務大臣は、第二項第一号又は第三号に定める電気通信業務用基地局を特定基地局とする開設指針を定めようとする場合には、総務省令で定めるところにより、当該開設指針に係る周波数を当該周波数の使用区域内において現に使用している既設電気通信業務用基地局の免許人の意見を聴かなければならない。

5| 総務大臣は、第二項各号に定める電気通信業務用基地局を特定基地局とする開設指針を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該開設指針の制定が当該開設指針に係る周波数を当該周波数の使用区域内において現に使用している既設電気通信業務用基地局の免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。

6| 総務大臣は、前項の規定による調査を行うため必要な限度において、同項の免許人（当該調査が第二項第二号に定める電気通信業務用基地局を特定基地局とする開設指針の制定に必要なものであるときは、前項の免許人及び当該開設指針に係る申出人）に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

7| 総務大臣は、第二項第一号に掲げる場合において、第四項の規定による意見の聴取の結果、第五項の規定による調査の結果その他の事情を勘案して、開設指針を定める必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を電波監理審議会に報告しなければならない。

8| 総務大臣は、開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞な

ものをいう。以下同じ。）の範囲、配置及び運用開始の時期に関する事項

八 次条第一項の認定をするための評価の基準

九 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3| (同上)

く、これを公示しなければならない。

(開設指針の制定の申出)

第二十七条の十三 既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波

数を使用する電気通信業務用基地局を特定基地局として開設すること

を希望する者(当該既設電気通信業務用基地局の免許人を除く。)は

、総務省令で定めるところにより、当該特定基地局の開設指針につい

て、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを制定すべきこ

とを総務大臣に申し出ることができる。ただし、第五条第三項各号の

いずれかに該当する者その他総務省令で定める者については、この限

りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲

三 当該特定基地局が使用する周波数

四 当該申出に係る次条第一項に規定する通信系に含まれる当該特定

基地局の総数並びにそれぞれの当該特定基地局の無線設備の設置場

所及び開設時期

五 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、当該特定基

地局の無線設備に用いる予定のもの

六 その他総務省令で定める事項

2 総務大臣は、前項の規定による申出を受けた場合には、当該申出に

係る周波数に係る有効利用評価の結果、申出人が開設を希望する特定

基地局による当該周波数の電波の有効利用の程度の見込みその他総務

省令で定める事項を勘案して、当該申出に係る開設指針の制定の要否

を決定するものとする。

3 総務大臣は、前項の規定による決定をしようとするときは、総務省

(新設)

令で定めるところにより、当該決定に係る申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人の意見を聴かなければならない。

- 4| 総務大臣は、第二項の規定により決定をしたときは、遅滞なく、理由を付してその旨を当該決定に係る申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

(開設計画の認定)

第二十七条の十四 特定基地局を開設しようとする者は、通信系（通信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第六号及び第四項第三号において同じ。）又は放送系（放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第六号及び第十号並びに第四項第三号において同じ。）ごとに、特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 開設計画には、次に掲げる事項（電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設計画にあつては第十号及び第十一号に掲げる事項、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては第五号、第九号及び第十三号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 特定基地局が第二十七条の十二第一項第一号又は第二号に掲げる事項のいずれを確保するためのものであるかの別

二 四 （略）

五| 接続・卸役務提供の促進に関する措置その他の電波の公平な利用を確保するための措置として講ずる予定のもの

六 十四 （略）

(開設計画の認定)

第二十七条の十三 特定基地局を開設しようとする者は、通信系（通信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第五号及び第四項第三号において同じ。）又は放送系（放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第五号及び第九号並びに第四項第三号において同じ。）ごとに、特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 開設計画には、次に掲げる事項（電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設計画にあつては第九号及び第十号に掲げる事項、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては第八号及び第十二号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 特定基地局が前条第一項第一号 又は第二号に掲げる事項のいずれを確保するためのものであるかの別

二 四 （同上）

(新設)

五 十三 （同上）

3・4 (略)	3・4 (同上)
5 総務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては、第五号を除く。）のいずれにも適合していると認めるときは、<u>第二十七条の十二第三項第九号の評価の基準に従つて、その適合している</u>と認められた全ての申請について評価を行うものとする。	5 総務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては、第五号を除く。）のいずれにも適合していると認めるときは、<u>前条第二項第八号</u>の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての申請について評価を行うものとする。
6 (略) 7 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して<u>十年</u>（<u>第二十七条の十二第三項第二号イ又はロに定める周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、二十年</u>）を超えない範囲内において総務省令で定める。	6 (同上) 7 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して<u>五年</u>（<u>前条第二項第二号括弧書に規定する</u>周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、<u>十年</u>）を超えない範囲内において総務省令で定める。
8・9 (略) (開設計画の変更等) <u>第二十七条の十五</u> 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る開設計画（同条第二項第一号、第四号及び<u>第八号に掲げる事項を除く。</u>）を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。	8・9 (同上) (開設計画の変更等) <u>第二十七条の十四</u> 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る開設計画（同条第二項第一号、第四号及び<u>第七号に掲げる事項を除く。</u>）を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。
2・5 (略) (認定の取消し等) <u>第二十七条の十六</u> 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。	2・5 (同上) (認定の取消し等) <u>第二十七条の十五</u> (同上)
一・二 (略) 2 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。 一・二 (略)	一・二 (同上) 2 (同上) 一・二 (同上)

三 不正な手段により第二十七条の十四第一項若しくは前条第一項の認定を受け、又は同条第三項の規定による指定の変更を行わせたとき。

四・五 (略)

3 総務大臣は、前項（第四号及び第五号を除く。）の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定開設者であつた者が受けている他の開設計画の第二十七条の十四第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。

4 (略)

（合併等に関する規定の準用）

第二十七条の十七 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定開設者について準用する。この場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の十四第四項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項及び前二項」とあるのは「第二十七条の十七」において準用する第一項」と読み替えるものとする。

（認定計画に係る特定基地局等の免許申請期間の特例）

第二十七条の十八 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局及び当該特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の免許の申請については、第六条第八項の規定は、適用しない。

（特定基地局の開設に係る認定開設者の責務）

第二十七条の十九 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者は、第二十七条の十二第一項第一号に掲げる無線通信を確保し、当該特定基地局が使用する周波数の電波の有効利用に資するため、認定計画に記載した当該特定基地局の無線設備の設置場所

三 不正な手段により第二十七条の十三第一項若しくは前条第一項の認定を受け、又は同条第三項の規定による指定の変更を行わせたとき。

四・五 (同上)

3 総務大臣は、前項（第四号及び第五号を除く。）の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定開設者であつた者が受けている他の開設計画の第二十七条の十三第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。

4 (同上)

（合併等に関する規定の準用）

第二十七条の十六 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定開設者について準用する。この場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の十三第四項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項及び前二項」とあるのは「第二十七条の十六」において準用する第一項」と読み替えるものとする。

（認定計画に係る特定基地局の免許申請期間の特例）

第二十七条の十七 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の免許の申請については、第六条第八項の規定は、適用しない。

（新設）

外の場所（当該認定計画に係る周波数の使用区域内にある場所に限る。）においても、当該特定基地局の開設に努めなければならない。

（既設電気通信業務用基地局等の再免許申請期間の特例）

第二十七条の二十 総務大臣が第二十七条の十二第二項各号に定める電気通信業務用基地局を特定基地局とする開設計画の認定をしたときは、当該認定に係る周波数を当該周波数の使用区域内において現に使用している既設電気通信業務用基地局又は当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局の再免許の申請については、当該認定の日から当該認定に係る開設指針に定めるこれらの無線局が現に使用している周波数の使用の期限の満了の日までは、第六条第八項の規定は、適用しない。

第二節 無線局の登録

（登録）

第二十七条の二十一 （略）

2 （略）

3 前項の申請書には、開設の目的その他総務省令で定める事項（他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を含む。第二十七条の三十二第三項において同じ。）を記載した書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第二十七条の二十二 （略）

一・二 （略）

（登録の拒否）

第二十七条の二十三 総務大臣は、第二十七条の二十一第一項の登録の

（新設）

第二節 （同上）

（登録）

第二十七条の十八 （同上）

2 （同上）

3 前項の申請書には、開設の目的その他総務省令で定める事項（他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を含む。第二十七条の二十九第三項において同じ。）を記載した書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第二十七条の十九 （同上）

一・二 （同上）

（登録の拒否）

第二十七条の二十 総務大臣は、第二十七条の十八第一項の登録の

申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 申請に係る無線設備の設置場所が第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める区域以外であるとき。

二 (略)

2 総務大臣は、第二十七条の二十一第一項の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否することができる。

一 三 (略)

(登録の有効期間)

第二十七条の二十四 第二十七条の二十一第一項の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再登録を妨げない。

(登録状)

第二十七条の二十五 総務大臣は、第二十七条の二十一第一項の登録をしたときは、登録状を交付する。

2 前項の登録状には、第二十七条の二十二各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(変更登録等)

第二十七条の二十六 登録人(第二十七条の二十一第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

3 第二十七条の二十二及び第二十七条の二十三第一項の規定は、第一

申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 申請に係る無線設備の設置場所が第二十七条の十八第一項の総務省令で定める区域以外であるとき。

二 (同上)

2 総務大臣は、第二十七条の十八第一項の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否することができる。

一 三 (同上)

(登録の有効期間)

第二十七条の二十一 第二十七条の十八第一項の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再登録を妨げない。

(登録状)

第二十七条の二十二 総務大臣は、第二十七条の十八第一項の登録をしたときは、登録状を交付する。

2 前項の登録状には、第二十七条の十九各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(変更登録等)

第二十七条の二十三 登録人(第二十七条の十八第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (同上)

3 第二十七条の十九 及び第二十七条の二十第一項の規定は、第一

項の変更登録について準用する。この場合において、第二十七条の十二中「次条」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十七条の二十三第一項中「申請書又はその添付書類」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

4 登録人は、第二十七条の二十一第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(承継)

第二十七条の二十七 登録人が登録局をその用に供する事業の全部を譲渡し、又は登録人について相続、合併若しくは分割（登録局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、登録局をその用に供する事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により登録局をその用に供する事業の全部を承継した法人は、その登録人の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第二十七条の二十三第二項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(登録状の訂正)

第二十七条の二十八 (略)

(廃止の届出)

項の変更登録について準用する。この場合において、第二十七条の十九中「次条」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十七条の二十第一項中「申請書又はその添付書類」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

4 登録人は、第二十七条の十八第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(承継)

第二十七条の二十四 登録人が登録局をその用に供する事業の全部を譲渡し、又は登録人について相続、合併若しくは分割（登録局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、登録局をその用に供する事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により登録局をその用に供する事業の全部を承継した法人は、その登録人の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第二十七条の二十第二項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 (同上)

(登録状の訂正)

第二十七条の二十五 (同上)

(廃止の届出)

第二十七条の二十九 (略)

2 前項の規定による届出があつたときは、第二十七条の二十一第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第二十七条の三十 総務大臣は、第二十七条の十六第三項、第七十六条第六項から第八項まで若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消したとき、第二十七条の二十一第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は前条第二項の規定により第二十七条の二十一第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

(登録状の返納)

第二十七条の三十一 第二十七条の十六第三項、第七十六条第六項から第八項まで若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消されたとき、第二十七条の二十一第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は第二十七条の二十九第二項の規定により第二十七条の二十一第一項の登録がその効力を失つたときは、登録人であつた者は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならない。

(登録の特例)

第二十七条の三十二 第二十七条の二十一第一項の登録を受けなければならない無線局を同項の総務省令で定める区域内に二以上開設しようとする者は、その無線局が周波数及び無線設備の規格を同じくするものである限りにおいて、この条から第二十七条の三十七までに規定するところにより、これらの無線局を包括して対象とする同項の登録を受けることができる。

2・3 (略)

第二十七条の二十六 (同上)

2 前項の規定による届出があつたときは、第二十七条の十八第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第二十七条の二十七 総務大臣は、第二十七条の十五第三項、第七十六条第六項から第八項まで若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消したとき、第二十七条の十八第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は前条第二項の規定により第二十七条の十八第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

(登録状の返納)

第二十七条の二十八 第二十七条の十五第三項、第七十六条第六項から第八項まで若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消されたとき、第二十七条の十八第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は第二十七条の二十六第二項の規定により第二十七条の十八第一項の登録がその効力を失つたときは、登録人であつた者は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならない。

(登録の特例)

第二十七条の二十九 第二十七条の十八第一項の登録を受けなければならない無線局を同項の総務省令で定める区域内に二以上開設しようとする者は、その無線局が周波数及び無線設備の規格を同じくするものである限りにおいて、この条から第二十七条の三十四までに規定するところにより、これらの無線局を包括して対象とする同項の登録を受けることができる。

2・3 (同上)

(包括登録人に関する変更登録等)

第二十七条の三十三 (略)

2 (略)

3 第二十七条の二十二及び第二十七条の二十三第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十七条の十二中「次条」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十七条の二十三第一項中「の設置場所」とあるのは「を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲）」と、「申請書又はその添付書類」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

4 (略)

(無線局の開設の届出)

第二十七条の三十四 (略)

(変更の届出)

第二十七条の三十五 (略)

(登録の失効)

第二十七条の三十六 包括登録人がその登録に係る全ての無線局を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

(包括登録人に関する適用除外等)

第二十七条の三十七 包括登録人については、第二十七条の二十六及び第二十七条の二十九第二項の規定は、適用しない。

2 第二十七条の三十二第一項の規定による登録に関する第二十七条の二十二、第二十七条の二十三、第二十七条の二十五第二項、第二十七条の二十七、第二十七条の三十及び第二十七条の三十一の規定の適用については、第二十七条の二十二中「前条第一項の」とあるのは「

(包括登録人に関する変更登録等)

第二十七条の三十 (同上)

2 (同上)

3 第二十七条の十九及び第二十七条の二十第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十七条の十九中「次条」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十七条の二十第一項中「の設置場所」とあるのは「を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲）」と、「申請書又はその添付書類」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

4 (同上)

(無線局の開設の届出)

第二十七条の三十一 (同上)

(変更の届出)

第二十七条の三十二 (同上)

(登録の失効)

第二十七条の三十三 包括登録人がその登録に係るすべての無線局を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

(包括登録人に関する適用除外等)

第二十七条の三十四 包括登録人については、第二十七条の二十三及び第二十七条の二十六第二項の規定は、適用しない。

2 第二十七条の二十九第一項の規定による登録に関する第二十七条の十九、第二十七条の二十、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の二十四、第二十七条の二十七及び第二十七条の二十八の規定の適用については、第二十七条の十九中「前条第一項の」とあるのは「

第二十七条の三十二第一項の規定による」と、「次条」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する次条」と、「前条第二項各号」とあるのは「第二十七条の三十二第二項各号」と、第二十七条の二十三中「第二十七条の二十一第一項の登録」とあるのは「第二十七条の三十二第一項の規定による登録」と、同条第一項第一号中「の設置場所」とあるのは「を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲）」と、「である」とあるのは「の区域を含む」と、第二十七条の二十五第二項中「第二十七条の二十二各号」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する第二十七条の二十二各号」と、第二十七条の二十七第一項中「第二十七条の二十三第二項各号」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する第二十七条の二十三第二項各号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する前項」と、第二十七条の三十中「前条第二項」とあり、及び第二十七条の三十一中「第二十七条の二十九第二項」とあるのは「第二十七条の三十六」とする。

第三節 無線局の開設に関するあつせん等

（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）

第二十七条の三十八 免許等を受けて無線局（電気通信業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とするものに限る。以下この条において同じ。）を開設し、又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令で定める事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に対し、妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもか

第二十七条の二十九第一項の規定による」と、「次条」とあるのは「第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する次条」と、「前条第二項各号」とあるのは「第二十七条の二十九第二項各号」と、第二十七条の二十中「第二十七条の十八第一項の登録」とあるのは「第二十七条の二十九第一項の規定による登録」と、同条第一項第一号中「の設置場所」とあるのは「を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲）」と、「である」とあるのは「の区域を含む」と、第二十七条の二十二第二項中「第二十七条の十九各号」とあるのは「第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する第二十七条の十九各号」と、第二十七条の二十四第一項中「第二十七条の二十第二項各号」とあるのは「第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する第二十七条の二十第二項各号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する前項」と、第二十七条の二十七中「前条第二項」とあり、及び第二十七条の二十八中「第二十七条の二十六第二項」とあるのは「第二十七条の三十三」とする。

第三節 （同上）

（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）

第二十七条の三十五 免許等を受けて無線局（電気通信業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とするものに限る。以下この条において同じ。）を開設し、又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令で定める事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に対し、妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもか

わらず、当該他の無線局の免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会（以下この条において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第四項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

- 2| 認定開設者が、認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等に対し、当該認定計画に係る終了促進措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第四項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

- 3| 電気通信事業法第五十四条第二項から第六項までの規定は、前二項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「電波法第二十七条の三十八第四項」と読み替えるものとする。

- 4| 第一項又は第二項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

- 5| (略)

- 6| 第一項若しくは第二項又は第四項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第二十七条の三十九 (略)

第五章 運用

わらず、当該他の無線局の免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会（第三項及び第五項において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

(新設)

- 2| 電気通信事業法第五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「電波法第二十七条の三五第三項」と読み替えるものとする。

- 3| 第一項 の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

- 4| (同上)

- 5| 第一項又は第三項 の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第二十七条の三十六 (同上)

第五章 (同上)

第一節 通則

第五十三条 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状又は第二十七条の二十五第一項の登録状（次条第一号及び第百三条の二第四項第二号において「免許状等」という。）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

第四節 無線局の運用の特例

（登録人以外の者による登録局の運用）

第七十条の九 登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の者による運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当該登録局の登録が効力を有する間、当該登録局を自己以外の者に運用させることができる。ただし、登録人以外の者が第二十七条の二十三第二項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

254 （略）

第六章 監督

（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務）

第七十一条の二 （略）

2 総務大臣は、その公示する無線局（以下「特定公示局」という。）の円滑な開設を図るため、有効利用評価の結果に基づき周波数割当計画の変更をして、当該周波数割当計画の変更の公示の日から起算して五年（当該周波数割当計画の変更が免許人等に及ぼす経済的な影響を勘案して特に必要があると認める場合には、十年。以下この項において「基準期間」という。）に満たない範囲内で当該特

第一節 （同上）

第五十三条 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状又は第二十七条の二十二第一項の登録状（次条第一号及び第百三条の二第四項第二号において「免許状等」という。）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

第四節 （同上）

（登録人以外の者による登録局の運用）

第七十条の九 登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の者による運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当該登録局の登録が効力を有する間、当該登録局を自己以外の者に運用させることができる。ただし、登録人以外の者が第二十七条の二十第二項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

254 （同上）

第六章 （同上）

（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務）

第七十一条の二 （同上）

2 総務大臣は、その公示する無線局（以下「特定公示局」という。）の円滑な開設を図るため、第二十六条の二第二項の評価の結果に基づき周波数割当計画の変更をして、当該周波数割当計画の変更の公示の日から起算して五年（当該周波数割当計画の変更が免許人等に及ぼす経済的な影響を勘案して特に必要があると認める場合には、十年。以下この項において「基準期間」という。）に満たない範囲内で当該特

定公示局に係る無線局区分以外の無線局区分に割り当てることが可能である周波数の一部又は全部について周波数の使用の期限（以下「旧割当期限」という。）を定める場合（前項各号列記以外の部分に規定する場合に該当する場合を除く。）において、予算の範囲内で、旧割当期限が定められたことにより当該旧割当期限の満了の日までに無線局の周波数の指定の変更（登録局にあつては、周波数の変更登録）を申請し又は無線局を廃止しようとする免許人等に対して、基準期間に満たない期間内で旧割当期限が定められたことにより当該免許人等に通常生ずる費用として総務省令で定めるものに充てるための給付金の支給その他の必要な援助（以下「特定周波数終了対策業務」という。）を行うことができる。

第七十六条 （略）

2 総務大臣は、包括免許人又は包括登録人がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、包括免許又は第二十七条の三十二第一項の規定による登録に係る無線局の新たな開設を禁止することができる。

3・5 （略）

6 総務大臣は、登録人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 不正な手段により第二十七条の二十一第一項の登録又は第二十七条の二十六第一項若しくは第二十七条の三十三第一項の変更登録を受けたとき。

二・三 （略）

7・8 （略）

定公示局に係る無線局区分以外の無線局区分に割り当てることが可能である周波数の一部又は全部について周波数の使用の期限（以下「旧割当期限」という。）を定める場合（前項各号列記以外の部分に規定する場合に該当する場合を除く。）において、予算の範囲内で、旧割当期限が定められたことにより当該旧割当期限の満了の日までに無線局の周波数の指定の変更（登録局にあつては、周波数の変更登録）を申請し又は無線局を廃止しようとする免許人等に対して、基準期間に満たない期間内で旧割当期限が定められたことにより当該免許人等に通常生ずる費用として総務省令で定めるものに充てるための給付金の支給その他の必要な援助（以下「特定周波数終了対策業務」という。）を行うことができる。

第七十六条 （同上）

2 総務大臣は、包括免許人又は包括登録人がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、包括免許又は第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局の新たな開設を禁止することができる。

3・5 （同上）

6 （同上）

一 不正な手段により第二十七条の十八第一項の登録又は第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の三十第一項の変更登録を受けたとき。

二・三 （同上）

7・8 （同上）

第七十六条の三 総務大臣は、第七十一条第一項の規定により周波数の指定を変更し、又は周波数の変更を命ずる場合のほか、有効利用評価の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無線局区分に割り当てること可能な周波数の一部若しくは全部について周波数の使用の期限を定めたとき、又は開設指針において第二十七条の十二第三項第二号に規定する周波数の使用の期限を定めたときは、当該期限の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局（登録局を除く。）の周波数の指定を変更し、当該周波数の電波を使用している登録局の周波数の変更を命じ、又は当該周波数の電波を使用している無線局の免許等を取り消すことができる。 2・3 (略) 第七章の二 電波監理審議会 (組織) 第九十九条の二の二 (略) 2 電波監理審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。 3・4 (略) (会議及び手続) 第九十九条の十 (略) 2 (略) (削る) (必要的諮問事項) 第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。 一 第四条第一号から第三号まで (免許等を要しない無線局)、	第七十六条の三 総務大臣は、第七十一条第一項の規定により周波数の指定を変更し、又は周波数の変更を命ずる場合のほか、第二十六条の二第二項の評価の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無線局区分に割り当てること可能な周波数の一部又は全部 について周波数の使用の期限を定めたとき は 、当該期限の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局（登録局を除く。）の周波数の指定を変更し、当該周波数の電波を使用している登録局の周波数の変更を命じ、又は当該周波数の電波を使用している無線局の免許等を取り消すことができる。 2・3 (同上) 第七章の二 (同上) (組織) 第九十九条の二の二 (同上) 2 審議会 会長を置き、委員の互選により選任する。 3・4 (同上) (会議及び手続) 第九十九条の十 (同上) 2 (同上) 3 前二項に定めるもののほか、電波監理審議会の会議の議事に関する手続は、総務省令で定める。 (必要的諮問事項) 第九十九条の十一 (同上) 一 第四条第一号、第二号及び第三号 (免許等を要しない無線局)、
---	--

第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第六号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第七号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第五項及び第十七条第二項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十四（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせ

第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第六号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第七号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第五項及び第十七条第二項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査等

）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十三第七項

（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十八第一項（登録）、第二十七条の二十一（登録の有効期間）、第二十七条の二十三第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十一（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十五第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせ

ん及び仲裁)、第二十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(電波の質)、第二十九条(受信設備の条件)、第三十条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(安全施設)、第三十一条(周波数測定装置の備付け)、第三十二条(計器及び予備品の備付け)、第三十三条(義務船舶局の無線設備の機器)、第三十五条(義務船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二の二第一項(特定無線設備)、第三十八条の三第一項第二号(登録の基準)、第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の十三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号から第四号まで(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号から第三号まで、及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書(無線設備等保守規程の認定等)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支給基

ん及び仲裁)、第二十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(電波の質)、第二十九条(受信設備の条件)、第三十条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(安全施設)、第三十一条(周波数測定装置の備付け)、第三十二条(計器及び予備品の備付け)、第三十三条(義務船舶局の無線設備の機器)、第三十五条(義務船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二の二第一項(特定無線設備)、第三十八条の三第一項第二号(登録の基準)、第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の十三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書(無線設備等保守規程の認定等)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支給基

準）、第七十三条第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第百条第一項第二号（高周波利用設備）、第百二条の十一第四項（適正な運用の確保が必要な無線局）、第百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第百二条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二 第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更

、第二十七条の十二第二項の開設計針の制定又は変更、第二十七条の十三第二項の規定による開設計針の制定の要否の決定及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三 第二十七条の十六第二項若しくは第三項の規定による開設計画の認定の取消し、同項の規定による無線局の免許等の取消し、第三十九条の十一第二項（第四十七条の五、第七十一条の三第十一項、第百二条の十七第五項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター若しくは指定較正機関の指定の取消し

準）、第七十三条第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第百条第一項第二号（高周波利用設備）、第百二条の十一第四項（適正な運用の確保が必要な無線局）、第百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第百二条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二 第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十六条の二第二項の規定による電波の有効利用の程度の評価、第二十七条の十二第二項の開設計針の制定又は変更及び

第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三 第二十七条の十五第二項若しくは第三項の規定による開設計画の認定の取消し、同項の規定による無線局の免許等の取消し、第三十九条の十一第二項（第四十七条の五、第七十一条の三第十一項、第百二条の十七第五項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター若しくは指定較正機関の指定の取消し

、第四十七条の二第三項（第七十一条の第三十一項及び第二百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関若しくは指定周波数変更対策機関の役員、指定試験機関の試験員若しくは指定較正機関の較正員の解任の命令、第七十条の五の二第七項若しくは第八項の規定による無線設備等保守規程の認定の取消し、第七十六条第四項、第五項、第七項若しくは第八項の規定による無線局の免許の取消し、同項の規定による開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し、同条第六項、第七項若しくは第八項の規定による第二十七条の二十一第一項の登録の取消し、第七十六条の二の規定による指定無線局数の削減及び周波数の指定の変更、第七十六条の二の二の規定による登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限、第七十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更、登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し又は第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による無線従事者の免許若しくは船舶局無線従事者証明の取消し

四 第四条の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十四第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、

、第四十七条の二第三項（第七十一条の第三十一項及び第二百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関若しくは指定周波数変更対策機関の役員、指定試験機関の試験員若しくは指定較正機関の較正員の解任の命令、第七十条の五の二第七項若しくは第八項の規定による無線設備等保守規程の認定の取消し、第七十六条第四項、第五項、第七項若しくは第八項の規定による無線局の免許の取消し、同項の規定による開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し、同条第六項、第七項若しくは第八項の規定による第二十七条の十八第一項の登録の取消し、第七十六条の二の規定による指定無線局数の削減及び周波数の指定の変更、第七十六条の二の二の規定による登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限、第七十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更、登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し又は第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による無線従事者の免許若しくは船舶局無線従事者証明の取消し

四 第四条の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十三第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、

第七十条の五の二第一項の規定による無線設備等保守規程の認定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第一百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第一百二条の十七第一項の規定によるセンタ一の指定又は第一百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定	第七十条の五の二第一項の規定による無線設備等保守規程の認定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第一百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第一百二条の十七第一項の規定によるセンタ一の指定又は第一百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定
五 (略)	五 (同上)
2 (略)	2 (同上)
(勧告)	(勧告)
第九十九条の十三 電波監理審議會は、有効利用評価に関する事項及び第九十九条の十一第一項各号に掲げる事項に関し、総務大臣に対して必要な勧告をすることができる。	第九十九条の十三 電波監理審議會は、第九十九条の十一に掲げる事項に関し、総務大臣に対して必要な勧告をすることができる。
2 (略)	2 (同上)
3 総務大臣は、第一項の勧告に基づき講じた施策について電波監理審議會に報告しなければならない。	(新設)
(政令への委任)	(新設)
第九十九条の十五 この章に定めるもののほか、電波監理審議會の組織及び委員その他電波監理審議會に関し必要な事項は、政令で定める。	第八章 (同上)
第八章 雑則	(手数料の徴収)
(手数料の徴収)	第一百三条 (同上)
第一百三条 (略)	一六 (同上)
一六 (略)	七 第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者
七 第二十七条の十四第一項の規定による認定を申請する者	八 第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者
八 第二十七条の二十一第一項の規定による登録を申請する者	

九 第二十七条の三十二第一項の規定による登録を申請する者
十 二十五 (略)

2・3 (略)

(電波利用料の徴収等)

第百三条の二 (略)

2・3 (略)

4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条及び第百三条の四第一項において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十二項の特定免許等不要局を開設した者又は第十三項の表示者が納付すべき金銭をいう。

一 (略)

二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の二十一第二項及び第三項並びに第二十七条の三十二第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。）の作成及び管理

三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発及び当該研究開発のための補助金の交付並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備につ

九 第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者
十 二十五 (同上)

2・3 (同上)

(電波利用料の徴収等)

第百三条の二 (同上)

2・3 (同上)

4 (同上)

一 (同上)

二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。）の作成及び管理

三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されて

いる周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備につ

いて無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整、試験並びにその結果の分析

四十三 (略)

5 包括免許人又は包括登録人（以下この条において「包括免許人等」という。）は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数（以下この項及び次項において「開設無線局数」という。）をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括登録人にあつては第二十七条の三十二第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録（以下「包括免許等」という。）の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から始まる各一年の期間（包括免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない

いて無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整、試験並びにその結果の分析

四十三 (同上)

5 包括免許人又は包括登録人（以下この条において「包括免許人等」という。）は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数（以下この項及び次項において「開設無線局数」という。）をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括登録人にあつては第二十七条の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録（以下「包括免許等」という。）の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から始まる各一年の期間（包括免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない

場合にはその期間とする。以下この項及び次項において同じ。）について、第一号包括免許人にあつては三百六十円（広域使用電波を使用する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局については、百五十円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百円（移動しない無線局については、別表第九の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数（登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の末日現在において開設している登録局の数という。次項において同じ。）を乗じて得た金額（当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合には、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

6 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数（特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数、特定無線局（同条

場合にはその期間とする。以下この項及び次項において同じ。）について、第一号包括免許人にあつては三百七十円（広域使用電波を使用する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局については、百七十円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百円（移動しない無線局については、別表第九の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数（登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の末日現在において開設している登録局の数という。次項において同じ。）を乗じて得た金額（当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合には、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

6 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数（特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数、特定無線局（同条

第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数)又は開設登録局数(既に登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数)を超えたときは、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一号包括免許人にあつては三百六十円(広域使用電波を使用する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局については、百五十円)に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百円(移動しない無線局については、別表第九の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額)に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数(当該包括免許人等が他の包括免許等(当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。))を受けている場合において、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数が当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数

第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数)又は開設登録局数(既に登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数)を超えたときは、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一号包括免許人にあつては三百七十円(広域使用電波を使用する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局については、百七十円)に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百円(移動しない無線局については、別表第九の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額)に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数(当該包括免許人等が他の包括免許等(当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。))を受けている場合において、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数が当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数

又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数）を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

7 広域使用電波を使用する第一号包括免許人（広域開設無線局の免許人であるものに限る。次項において同じ。）は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、電波利用料として、同等の機能を有する特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものであつて、広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の区分として総務省令で定める区分（以下この項及び次項において「同等特定無線局区分」という。）ごとに、当該第一号包括免許人が受けている包括免許に基づき毎年十月末日現在において開設している特定無線局の数（次項において「開設特定無線局数」という。）をその年の十一月十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、その年の十月一日から始まる一年の期間（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、その期間）について、一局につき百五十円（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、百五十円に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により各同等特定無線局区分について算出された額が当該同等特定無線局区分に係る上限額（百五十円に、同等特定無線局区分周波数幅（当該同等特定無線局区分に係る当該開設してい

又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数）を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

7 広域使用電波を使用する第一号包括免許人（広域開設無線局の免許人であるものに限る。次項において同じ。）は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、電波利用料として、同等の機能を有する特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものであつて、広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の区分として総務省令で定める区分（以下この項及び次項において「同等特定無線局区分」という。）ごとに、当該第一号包括免許人が受けている包括免許に基づき毎年十月末日現在において開設している特定無線局の数（次項において「開設特定無線局数」という。）をその年の十一月十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、その年の十月一日から始まる一年の期間（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、その期間）について、一局につき百七十円（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、百七十円に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により各同等特定無線局区分について算出された額が当該同等特定無線局区分に係る上限額（百七十円に、同等特定無線局区分周波数幅（当該同等特定無線局区分に係る当該開設してい

る特定無線局が使用する広域使用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該広域使用電波に係る別表第七の上欄に掲げる区域に同じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値をいう。）及び基準無線局数（電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める一メガヘルツ当たりの特定無線局の数をいう。）を乗じて得た額をいう。以下の項及び次項において同じ。）を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額とする。

8 広域使用電波を使用する第一号包括免許人は、前項の規定によるもののほか、同等特定無線局区分ごとに、毎年十月一日から始まる各一年の期間において、その年の十一月以後の月の末日現在において開設している特定無線局（その年の十一月一日以後の日を包括免許の日とする包括免許に基づき開設している特定無線局に限る。以下この項において「新規免許開設局」という。）の数がこの項の規定による届出に係る新規免許開設局の数（この項の規定により新規免許開設局の数についての届出がされていない場合には、零）を超えたとき、又は当該末日現在において開設している特定無線局（新規免許開設局を除く。以下この項において「既存免許開設局」という。）の数が当該一年の期間に係る開設特定無線局数（既にこの項の規定により既存免許開設局の数についての届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る既存免許開設局の数）を超えたときは、電波利用料として、新規免許開設局についてはその超えた月の末日現在における新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超えた月の末日現在における既存免許開設局の数をその翌月の十五日までに総

る特定無線局が使用する広域使用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該広域使用電波に係る別表第七の上欄に掲げる区域に同じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値をいう。）及び基準無線局数（電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める一メガヘルツ当たりの特定無線局の数をいう。）を乗じて得た額をいう。以下の項及び次項において同じ。）を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額とする。

8 広域使用電波を使用する第一号包括免許人は、前項の規定によるもののほか、同等特定無線局区分ごとに、毎年十月一日から始まる各一年の期間において、その年の十一月以後の月の末日現在において開設している特定無線局（その年の十一月一日以後の日を包括免許の日とする包括免許に基づき開設している特定無線局に限る。以下この項において「新規免許開設局」という。）の数がこの項の規定による届出に係る新規免許開設局の数（この項の規定により新規免許開設局の数についての届出がされていない場合には、零）を超えたとき、又は当該末日現在において開設している特定無線局（新規免許開設局を除く。以下この項において「既存免許開設局」という。）の数が当該一年の期間に係る開設特定無線局数（既にこの項の規定により既存免許開設局の数についての届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る既存免許開設局の数）を超えたときは、電波利用料として、新規免許開設局についてはその超えた月の末日現在における新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超えた月の末日現在における既存免許開設局の数をその翌月の十五日までに総

務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該届出に係る月からその年の翌年の九月（その年の翌年の九月末日より前にその包括免許の有効期間が満了する特定無線局にあつては、当該包括免許の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月）までの期間について、百五十円に、新規免許開設局についてはその超える新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超える既存免許開設局の数を乗じて得た金額に、当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額の合計額を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により当該第一号包括免許人が開設している特定無線局に係る各同等特定無線局区分について算出された額に当該同等特定無線局区分に係る既納付額（当該第一号包括免許人が前項及びこの項の規定により既に当該一年の期間又は当該一年の期間に含まれる一年未満の期間について国に納めた当該同等特定無線局区分に係る電波利用料の額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を加えて得た額が当該同等特定無線局区分に係る上限額を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額から当該同等特定無線局区分に係る既納付額を控除して得た額に相当する金額とする。

9
(略)

10 免許人等が特定公示局の免許人等である場合における当該特定公示局に係る第一項及び第五項から第八項までの規定の適用については、当該特定公示局に係る旧割当期限の満了の日（以下「満了日」という。）の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」に、

務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該届出に係る月からその年の翌年の九月（その年の翌年の九月末日より前にその包括免許の有効期間が満了する特定無線局にあつては、当該包括免許の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月）までの期間について、百七十円に、新規免許開設局についてはその超える新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超える既存免許開設局の数を乗じて得た金額に、当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額の合計額を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により当該第一号包括免許人が開設している特定無線局に係る各同等特定無線局区分について算出された額に当該同等特定無線局区分に係る既納付額（当該第一号包括免許人が前項及びこの項の規定により既に当該一年の期間又は当該一年の期間に含まれる一年未満の期間について国に納めた当該同等特定無線局区分に係る電波利用料の額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を加えて得た額が当該同等特定無線局区分に係る上限額を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額から当該同等特定無線局区分に係る既納付額を控除して得た額に相当する金額とする。

9
(同上)

10 免許人等が特定公示局の免許人等である場合における当該特定公示局に係る第一項及び第五項から第八項までの規定の適用については、当該特定公示局に係る旧割当期限の満了の日（以下「満了日」という。）の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」に、

当該免許人等に係る特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第二十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線電力に應じて政令で定める金額を加算した金額」と、第五項及び第六項中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額」に、それぞれ当該包括免許人等に係る特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第二十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線電力に應じて政令で定める金額を加算した金額」と、第七項中「一局につき百五十円」とあるのは「一局につき百五十円に、当該第一号包括免許人に係る特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第二十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要する

当該免許人等に係る特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第二十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線電力に應じて政令で定める金額を加算した金額」と、第五項及び第六項中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額」に、それぞれ当該包括免許人等に係る特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第二十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線電力に應じて政令で定める金額を加算した金額」と、第七項中「一局につき百七十円」とあるのは「一局につき百七十円に、当該第一号包括免許人に係る特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第二十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要する

と見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額（以下この項及び次項において「特定周波数終了対策業務に係る金額」という。）を加算した金額」と、「百五十円」とあるのは「百五十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、「百五十円」とあるのは「百五十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、第八項中「百五十円」とあるのは「百五十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」とする。

11
45 （略）

（特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等）

第三百三条の六 （略）

一・二 （略）

2・3 （略）

4 第一号包括免許人が第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る無線局を当該第一号包括免許人がその包括免許に基づき開設した特定無線局とみなして、第五章及び第六章の規定（当該無線局が当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局又は同項第二号に掲げる無線局である場合にあつては、これらの規定のほか、第二十六条の二、第二十六条の三、第二十七条の七、第三百三条の二及び第三百三条の三の規定）を適用する。ただし、第七十一条第二項、第七

と見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額（以下この項及び次項において「特定周波数終了対策業務に係る金額」という。）を加算した金額」と、「百七十円」とあるのは「百七十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、「百七十円」とあるのは「百七十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、第八項中「百七十円」とあるのは「百七十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」とする。

11
45 （同上）

（特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等）

第三百三条の六 （同上）

一・二 （同上）

2・3 （同上）

4 第一号包括免許人が第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る無線局を当該第一号包括免許人がその包括免許に基づき開設した特定無線局とみなして、第五章及び第六章の規定（当該無線局が当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局又は同項第二号に掲げる無線局である場合にあつては、これらの規定のほか、第二十六条の二、第二十六条の三、第二十七条の七、第三百三条の二及び第三百三条の三の規定）を適用する。ただし、第七十一条第二項、第七

十六条第五項第一号及び第二号、第七十六条の二並びに第七十六条の三第二項の規定を除く。

(予備免許等の条件等)

第四百条の二 予備免許、免許、許可又は第二十七条の二十一第一項の登録には、条件又は期限を付することができる。

2 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は予備免許、免許、許可若しくは第二十七条の二十一第一項の登録に係る事項の確実な実施を図るため必要最少限度のものに限り、かつ、当該処分を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第九章 罰則

第一百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定による免許又は第二十七条の二十一第一項の規定による登録がないのに、無線局を開設したとき。

二 第四条の規定による免許又は第二十七条の二十一第一項の規定による登録がないのに、かつ、第七十条の七第一項、第七十条の八第一項又は第七十条の九第一項の規定によらないで、無線局を運用したとき。

三 第二十七条の七の規定に違反して特定無線局を開設したとき。

四 第一百条第一項の規定による許可がないのに、同項 の設備を運用したとき。

五 第五十二条、第五十三条、第五十四条第一号又は第五十五条の規定に違反して無線局を運用したとき。

六 第十八条第一項の規定に違反して無線設備を運用したとき。

七 第七十一条の五（第一百条第五項において準用する場合を含む。）

十六条第五項第一号及び第二号、第七十六条の二並びに第七十六条の三第二項の規定を除く。

(予備免許等の条件等)

第四百条の二 予備免許、免許、許可又は第二十七条の十八第一項の登録には、条件又は期限を付することができる。

2 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は予備免許、免許、許可若しくは第二十七条の十八第一項 の登録に係る事項の確実な実施を図るため必要最少限度のものに限り、かつ、当該処分を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第九章 (同上)

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項 の規定による登録がないのに、無線局を開設した者

二 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項 の規定による登録がないのに、かつ、第七十条の七第一項、第七十条の八第一項又は第七十条の九第一項の規定によらないで、無線局を運用した者

三 第二十七条の七の規定に違反して特定無線局を開設した者

四 第一百条第一項の規定による許可がないのに、同条同項の設備を運用した者

五 第五十二条、第五十三条、第五十四条第一号又は第五十五条の規定に違反して無線局を運用した者

六 第十八条第一項の規定に違反して無線設備を運用した者

七 第七十一条の五（第一百条第五項において準用する場合を含む。）

の規定による命令に違反したとき。

八 第七十二条第一項（第百条第五項において準用する場合を含む。

）又は第七十六条第一項（第七十条の七第四項、第七十条の八第三項、第七十条の九第三項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定によつて電波の発射又は運用を停止された無線局又は第百条第一項の設備を運用したとき。

九 第七十四条第一項の規定による処分に違反したとき。

十 第七十六条第二項の規定による禁止に違反して無線局を開設したとき。

十一 第三十八条の二十二第二項（第三十八条の二十九及び第三十八条の三十八において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

十二 第三十八条の二十八第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条の三十六第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第三十八条の三十七第一項の規定による禁止に違反したとき。

第百十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の十又は第三十八条の十七第二項（第三十八条の二十四第三項及び第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

二 第百二条の六の規定に違反して、障害原因部分に係る工事を自ら行い、又はその請負人に行わせたとき。

三 第百二条の八第一項の規定に基づく命令に違反して、高層部分に係る工事を停止せず、若しくはその請負人に停止させないとき、又は当該工事を自ら行い、若しくはその請負人に行わせたとき。

の規定による命令に違反した者

八 第七十二条第一項（第百条第五項において準用する場合を含む。

）又は第七十六条第一項（第七十条の七第四項、第七十条の八第三項、第七十条の九第三項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定によつて電波の発射又は運用を停止された無線局又は第百条第一項の設備を運用した者

九 第七十四条第一項の規定による処分に違反した者

十 第七十六条第二項の規定による禁止に違反して無線局を開設した者

十一 第三十八条の二十二第二項（第三十八条の二十九及び第三十八条の三十八において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十二 第三十八条の二十八第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条の三十六第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第三十八条の三十七第一項の規定による禁止に違反した者

第百十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の十又は第三十八条の十七第二項（第三十八条の二十四第三項及び第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二 第百二条の六の規定に違反して、障害原因部分に係る工事を自ら行い、又はその請負人に行わせた者

三 第百二条の八第一項の規定に基づく命令に違反して、高層部分に係る工事を停止せず、若しくはその請負人に停止させない者又は当該工事を自ら行い、若しくはその請負人に行わせた者

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七十条の五の二第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第七十三条第一項、第五項（第百条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項又は第八十二条第二項（第四条の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第七十三条第三項に規定する証明書に虚偽の記載をしたとき。

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の七第三項 の規定に違反して表示を付したとき。

二 第三十八条の七第四項の規定に違反して表示を除去しなかつたとき。

三 第三十八条の四十四第二項の規定に違反して表示を付したとき。

四 第六十二条第一項の規定に違反して船舶局を運用したとき。

五 第七十条の二第一項の規定に違反して航空機局を運用したとき。

六 第七十六条第一項（第七十条の七第四項、第七十条の八第三項、第七十条の九第三項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による運用の制限に違反したとき。

七 第百二条の四第一項の規定に基づく命令に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

八 第百二条の十八第四項の規定に違反して表示を付したとき。

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する

者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七十条の五の二第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第七十三条第一項、第五項（第百条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項又は第八十二条第二項（第四条の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第七十三条第三項に規定する証明書に虚偽の記載をした者

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の七第三項又は第四項の規定に違反した者

（新設）

二 第三十八条の四十四第二項の規定に違反した者

三 第六十二条第一項の規定に違反した者

四 第七十条の二第一項の規定に違反した者

五 第七十六条第一項（第七十条の七第四項、第七十条の八第三項、第七十条の九第三項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による運用の制限に違反した者

六 第百二条の四第一項の規定に基づく命令に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第百二条の十八第四項の規定に違反した者

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する

した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の二第二項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をして、同項の無線設備を使用する同項の実験等無線局を開設したとき。

二 第四条の二第四項（同条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、当該事項を変更したとき。

三 第二十四条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避したとき。

四 第二十六条の二第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第二十六条の三第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第二十七条の六第三項（特定無線局の開設の届出及び変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第二十七条の十二第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第二十七条の二十六第一項の規定に違反して、第二十七条の二十一第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更したとき。

九 第二十七条の三十三第一項の規定に違反して、第二十七条の三十二第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更したとき。

十 第二十七条の三十四の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の二第二項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をして、同項の無線設備を使用する同項の実験等無線局を開設した者

二 第四条の二第四項（同条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、当該事項を変更した者

三 第二十四条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者

四 第二十六条の二第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（新設）

五 第二十七条の六第三項（特定無線局の開設の届出及び変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（新設）

六 第二十七条の二十三第一項の規定に違反して、第二十七条の十八第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

七 第二十七条の三十第一項の規定に違反して、第二十七条の二十九第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

八 第二十七条の三十一の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十七条の三十五の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二 第三十八条の六第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十三 第三十八条の十二（第三十八条の二十四第三項及び第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十四 第三十八条の十五第一項（第三十八条の二十四第三項及び第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八条の十五第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十五 第三十八条の十六第一項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

十六 第三十八条の二十第一項（第四条の二第五項、第三十八条の二十九、第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八条の二十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十七 第三十八条の二十一第一項（第四条の二第五項、第三十八条の二十九、第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

九 第二十七条の三十二の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第三十八条の六第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第三十八条の十二（第三十八条の二十四第三項及び第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

十二 第三十八条の十五第一項（第三十八条の二十四第三項及び第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八条の十五第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十三 第三十八条の十六第一項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をした者

十四 第三十八条の二十第一項（第四条の二第五項、第三十八条の二十九、第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八条の二十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十五 第三十八条の二十一第一項（第四条の二第五項、第三十八条の二十九、第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十八 第三十八条の三十三第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

十九 第三十八条の三十三第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

二十 第三十九条第一項若しくは第二項又は第三十九条の十三の規定に違反して、無線設備の操作を行つたとき。

二十一 第三十九条第四項（第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二十二 第七十一条の三第六項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十三 第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、電波の発射を防止するために必要な措置を講じなかつたとき。

二十四 第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により業務に従事することを停止されたのに、無線設備の操作を行つたとき。

二十五 第七十九条の二第一項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止されたのに、第三十九条第一項本文の総務省令で定める船舶局の無線設備の操作を行つたとき。

二十六 第八十二条第一項（第四条の二第三項において読み替えて適用する場合及び第百一条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

二十七 第二百二条の三第一項又は第二項（同条第六項及び第二百二条の

十六 第三十八条の三十三第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

十七 第三十八条の三十三第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

十八 第三十九条第一項若しくは第二項又は第三十九条の十三の規定に違反した者

十九 第三十九条第四項（第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十 第七十一条の三第六項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十一 第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、電波の発射を防止するために必要な措置を講じなかつた者

二十二 第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により業務に従事することを停止されたのに、無線設備の操作を行つた者

二十三 第七十九条の二第一項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止されたのに、第三十九条第一項本文の総務省令で定める船舶局の無線設備の操作を行つた者

二十四 第八十二条第一項（第四条の二第三項において読み替えて適用する場合及び第百一条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二十五 第二百二条の三第一項又は第二項（同条第六項及び第二百二条の

四 第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二十八 第二百二条の九の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十九 第二百二条の十一第四項の規定による命令に違反したとき。

三十 第二百二条の十二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三十一 第二百二条の十五第一項の規定による指示に違反したとき。

三十二 第二百二条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第二十条第九項（同条第十項、第二十七条の十七及び第七十条の五の二第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしない者

四〇十二 (略)

十三 第二十七条の二十六第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第二十七条の二十七第二項（第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしない者

十五 第二十七条の二十九第一項の規定に違反して、届出をしない者

十六 第二十七条の三十一（第二十七条の三十七第二項において読み

四 第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十六 第二百二条の九の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十七 第二百二条の十一第四項の規定による命令に違反した者

二十八 第二百二条の十二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十九 第二百二条の十五第一項の規定による指示に違反した者

三十 第二百二条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十六条 (同上)

一・二 (同上)

三 第二十条第九項（同条第十項、第二十七条の十六及び第七十条の五の二第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしない者

四〇十二 (同上)

十三 第二十七条の二十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第二十七条の二十四第二項（第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしない者

十五 第二十七条の二十六第一項の規定に違反して、届出をしない者

十六 第二十七条の二十八（第二十七条の三十四第二項において読み

替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して、登録状を返納しない者

十七 第二十七条の三十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十八（二十八）（略）

附 則

（電報の事業に関する経過措置）

13 電気通信事業法附則第五条第一項の規定により電報の事業が電気通信事業とみなされる間は、第二十七条の三十八第一項、第二百二条の二第一項第一号及び第二百八条の二第一項に規定する電気通信業務には、当該電報の事業に係る業務が含まれるものとする。

別表第六（第二百三条の二関係）

一 移動する無線局（三の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局）	無線局の区分		金額
	航空機局又は船舶局	その他のもの	
四百七十メ	航空機局又は船舶局	その他のもの	四百円
ガヘルツ以下の周波数			四百円
三の項の電波を使用するもの			
から五の項まで及び八の項に掲げる無線局	航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの	その他のもの	四百円
ツ以下の周波数			四百円

替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して、登録状を返納しない者

十七 第二十七条の三十四第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十八（二十八）（同上）

附 則

（電報の事業に関する経過措置）

13 電気通信事業法附則第五条第一項の規定により電報の事業が電気通信事業とみなされる間は、第二十七条の三十五第一項、第二百二条の二第一項第一号及び第二百八条の二第一項に規定する電気通信業務には、当該電報の事業に係る業務が含まれるものとする。

別表第六（第二百三条の二関係）

一 移動する無線局（三の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局）	無線局の区分		金額
	航空機局又は船舶局	その他のもの	
四百七十メ	航空機局又は船舶局	その他のもの	四百円
ガヘルツ以下の周波数			四百円
三の項の電波を使用するもの			
から五の項まで及び八の項に掲げる無線局	航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの	その他のもの	四百円
ツ以下の周波数			四百円

局を除く。二の項において同じ。	波数の電波を使用するもの	もの
-----------------	--------------	----

数の幅が六メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを	超え十五メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツ
空中線電力が〇・五ワットを超えるもの	空中線電力が〇・五ワット	空中線電力が〇・五ワット	空中線電力が〇・五ワット
七百元	二万二千八百円	二百十五万三千七百円	千四百円

局を除く。二の項において同じ。	波数の電波を使用するもの	もの
-----------------	--------------	----

数の幅が六メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを	超え十五メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツ
空中線電力が〇・五ワット	空中線電力が〇・五ワット	空中線電力が〇・五ワット	空中線電力が〇・五ワット
九百元	一万九千円	百七十九万四千八百円	千七百円

を超え三 十メガヘ ルツ以下 のもの	空中線電 力が〇・ 〇五ワツ トを超え 〇・五ワ ット以下 のもの	二万二千 八百円
使用する 電波の周 波数の幅 が三十メ ガヘルツ を超える もの	空中線電 力が〇・ 〇五ワツ ト以下の もの	三千百円

[illegible]

				三 人工衛星局 (八の項に掲げる無線局を除く。)	
るもの	三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの		るもの
	空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの 空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの	人工衛星（地球の赤道を含む平面上の円形の軌道を地球の自転と同一方向に同一周期で回るものを除く。）に開設されるもの（以下この項において「非静止衛星局」という。）であつて、その通信の手方である無線局又		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	四百七十メガヘルツを 超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの
	三千百円	三千百円	五千七百円	七十五万円 四千五百円	

				三 人工衛星局 (八の項に掲げる無線局を除く。)	
るもの	三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの		るもの
	空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの 空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの	人工衛星（地球の赤道を含む平面上の円形の軌道を地球の自転と同一方向に同一周期で回るものを除く。）に開設されるもの（以下この項において「非静止衛星局」という。）であつて、その通信の手方である無線局又		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	四百七十メガヘルツを 超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの
	二千六百円	二千六百円	六百二十万円 八万八千三百円	六十二万円 八千八百円	

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以			
使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを超えるもの		
		は受信設備との間の 通信を行うことがで きない位置にある間 は、当該非静止衛星 局と免許人、通信の 相手方、周波数及び 空中線電力を同じく する他の非静止衛星 局が当該通信の相手 方である無線局又は 受信設備との間の通 信を行うこととされ ているもの	その他のもの
四十二百	円	三百四十万 二千四百 円	二億九千 九百四十 六万五千 四百円

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以			
使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを超えるもの		
		は受信設備との間の 通信を行うことがで きない位置にある間 は、当該非静止衛星 局と免許人、通信の 相手方、周波数及び 空中線電力を同じく する他の非静止衛星 局が当該通信の相手 方である無線局又は 受信設備との間の通 信を行うこととされ ているもの	その他のもの
三千五百	円	二十八万 五千四百 円	二億四千 九百五十 五万四千 五百円

四 人工 衛星局 の中継 により 無線通 信を行 う無線 局（五 の項及 び八の				
	下の周波数 の電波を使 用するもの	メガヘルツを超え二百メガヘル ツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が二 百メガヘルツを超え五百メガヘ ルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が五 百メガヘルツを超えるもの
六千メガヘ ルツ以下の 周波数の電 波を使用す るもの	使用する電波の周波数の幅が二 百メガヘルツを超え五百メガヘ ルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が五 百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘル ツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘル ツ以下のもの
設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの
円	円	円	円	円
三十四万	四十六万	二億二千	四百九十	二億二千
七千	七千	七千	七千	七千

四 人工 衛星局 の中継 により 無線通 信を行 う無線 局（五 の項及 び八の				
	下の周波数 の電波を使 用するもの	メガヘルツを超え二百メガヘル ツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が二 百メガヘルツを超え五百メガヘ ルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が五 百メガヘルツを超えるもの
六千メガヘ ルツ以下の 周波数の電 波を使用す るもの	使用する電波の周波数の幅が二 百メガヘルツを超え五百メガヘ ルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が五 百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘル ツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘル ツ以下のもの
設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの
円	円	円	円	円
二十八万	七千二百	一億八千	七百四十	二億六千
五千四百	七千	七千	七千	七千

項に掲げる無線局を除く。	
--------------	--

使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え五十メガヘルツ以下のもの	
設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの
三千百六十七万三千二百円	十五万九千九百円
設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの
千五百八十三万九千六百円	八千三百円
設置場所が第三地域の区域内にあるもの	
三百十七万二千四百円	

項に掲げる無線局を除く。	
--------------	--

使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え五十メガヘルツ以下のもの	
設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの
二千六百三十九万四千四百円	十三万三千三百円
設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの
千三百一十九万九千七百円	三百円
設置場所が第三地域の区域内にあるもの	
二百六十四万三千七百円	

					使用する電波の周波数の幅が五十メガヘルツを超え百メガヘルツ以下のもの				
もの	設置場所 が第四地 域の区域	もの	設置場所 が第一地 域の区域 内にある	もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある	もの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある	もの	設置場所 が第四地 域の区域
	五十五万 八百円		四億三千 二百三十 八万七千 三百円		二億千六 百十九万 六千五百 円		四千三百 二十四万 三千九百 円		九百十四 万五百円
					使用する電波の周波数の幅が五十メガヘルツを超え百メガヘルツ以下のもの				
もの	設置場所 が第四地 域の区域	もの	設置場所 が第一地 域の区域 内にある	もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある	もの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある	もの	設置場所 が第四地 域の区域
	四十五万 九千円		三億六千 三十二万 二千八百 円		一億八千 十六万三 千八百円		三千六百 三万六千 六百元		七百六十 一万七千 百円

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの											
	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの										
	設置場所が第一地の区域にあるもの	設置場所が第二地の区域にあるもの	設置場所が第三地の区域にあるもの	設置場所が第四地の区域にあるもの							
	八億七千二百四十万九千九百円	四億三千五百十二万七千六百円	八千七百三十三万三百円	千八百二十七万八千六百円							

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの											
	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの										
	設置場所が第一地の区域にあるもの	設置場所が第二地の区域にあるもの	設置場所が第三地の区域にあるもの	設置場所が第四地の区域にあるもの							
	七億二千五百二十万八千三百百円	三億六千二百六十四万六千四百百円	七千二百五十二万五千三百円	千五百二十三万二千二百円							

五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの（八の項に掲げる無線局を除く。）					
六 基幹放送局（三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）		六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	テレビジョン放送をするもの		
その他のもの	使用する電波の周波数が二百円	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が〇・〇二ワット未満のもの		千九百円
			空中線電力が二キロワット以上十キロワット未満のもの	設置場所が特定地域以外に区域内にあるもの	十九万五千六百円
その他のもの	使用する電波の周波数が二百円	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が二キロワット未満のもの		千九百円
			空中線電力が二キロワット未満のもの	設置場所が特定地域以外に区域内にあるもの	十九万五千六百円

五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの（八の項に掲げる無線局を除く。）					
六 基幹放送局（三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）		六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	テレビジョン放送をするもの		
その他のもの	使用する電波の周波数が二百円	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が〇・〇二ワット未満のもの		千八百円
			空中線電力が二キロワット以上十キロワット未満のもの	設置場所が特定地域以外に区域内にあるもの	十八万九千七百円
その他のもの	使用する電波の周波数が二百円	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が二キロワット未満のもの		千八百円
			空中線電力が二キロワット未満のもの	設置場所が特定地域以外に区域内にあるもの	十八万九千七百円

波数の幅 が百キロ ヘルツ以 下のもの	ワット以 下のもの	空中線電 力が二百 五百万	ワットを 超え五十 キロワッ ト以下の もの	空中線電 力が五十 キロワッ トを超え るもの	使用する 電波の周 波数の幅 が百キロ ヘルツを 超えるもの	空中線電 力が二十 ワット以 下のもの	空中線電 力が二十 ワットを 超え五十 キロワッ ト以下の もの
		七万九千 五百円		百三十四 万六千 円	三千五百 円		

波数の幅 が百キロ ヘルツ以 下のもの	ワット以 下のもの	空中線電 力が二百 三百円	ワットを 超え五十 キロワッ ト以下の もの	空中線電 力が五十 キロワッ トを超え るもの	使用する 電波の周 波数の幅 が百キロ ヘルツを 超えるもの	空中線電 力が二十 ワット以 下のもの	空中線電 力が二十 ワットを 超え五十 キロワッ ト以下の もの
		七万九千 三百円		百二十八 万九千 六百円	三千四百 円		

[illegible]

四百七十メガヘルツを 超え三千六百メガヘルツ以下の周	多重放送の業務の用に供するもの	その他のもの	五十四メガヘルツを超え七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの（当該無線局の免許人が市町村（特別区を含む。）であるものに限る。）	五項第二号に掲げるものであつて、五十メガヘルツを超え七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものに限る。	一万八千七百円
				（のみを通信の相手方とするもの	
その他のもの		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの			

四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周	多重放送の業務の用に供するもの	その他のもの	五十四メガヘルツを超え七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの（当該無線局の免許人が市町村（特別区を含む。）であるものに限り。）	五項第二号に掲げるものであつて、五十メガヘルツを超え七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものに限る。	一万九千百円
				（のみを通信の相手方とするもの）	
その他のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの				

三千六百メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以		波数の電波 を使用する もの							
放送の業 務の用に 供するも の									
設置場所が第二地域	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの							
		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの
千二百五	二百	二万五千	九千四百	六十九万八千七百	二十四万	六万三千	六百	三百三十	九万四千四百
三千六百メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以		波数の電波 を使用する もの							
放送の業 務の用に 供するも の									
設置場所が第二地域	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの							
		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの
千四十二	七	二万八千	千九百	五十八万二千三百	二十万七	三万六千	四百	二百八十	二万八千七百

設置場所 が第四地			設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの			設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの			設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの		
六千八百九十 六円			千五百五十五 円			四千四百五十 円			三億九千九百 八十九万五千 七百八十円		

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用												
	使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの											
	域の区域 内にある もの	設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの							
一万八千		五億四千	三百十八 万千六百	円	二億七千 百六十万 三千二百 円	五千四百 三十八万 五千五百 円	千八百二 十一万九 千七百円					

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用												
	使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの											
	域の区域 内にある もの	設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの							
一万九千		四億五千 二百六十 五万四千 百円	二億二千 六百三十 三万六千 円	四千五百 三十二万 千三百円	千五百十 八万三千 百円							

備考	するもの	
	七百円	
一	この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。	
二	この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。	
三	この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県（第四地域を除く。）をいう。	
四	この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く。）をいう。	
五	この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。	
六	この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。	
七	六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみ	

備考	するもの	
	百円	
一 （同上）		
二 （同上）		
三 （同上）		
四 （同上）		
五 （同上）		
六 （同上）		
七 （同上）		

を使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 三百円

ロ 九の項に掲げる無線局 五百円

九 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、五百円を控除した金額とする。

八 (同上)

イ 一の項に掲げる無線局 四百円

ロ 九の項に掲げる無線局 六百円

九 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、六百円を控除した金額とする。

十 四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 三の項に掲げる無線局 五千七百円

ロ 九の項に掲げる無線局 五百円

十一 前三号の規定にかかわらず、四百七十メガヘルツ以下の周波数、四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、一の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額及び当該無線局が使用する電波のうち三千

十 (同上)

イ 三の項に掲げる無線局 七千円

ロ 九の項に掲げる無線局 六百円

十一 前三号の規定にかかわらず、四百七十メガヘルツ以下の周波数、四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、一の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額及び当該無線局が使用する電波のうち三千

六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、六百円を控除した金額とする。

十二 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、一の項に掲げる無線局にあつては三百円、二の項に掲げる無線局にあつては二百円、四の項から六の項までに掲げる無線局にあつては四百円とする。

十三 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七（第百三条の二関係）

区域	係数
一 北海道の区域	○・〇二七七
二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び	○・〇四五九

六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、八百円を控除した金額とする。

十二 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、一の項及び

四の項から六の項までに掲げる無線局にあつては四百円、二の項に掲げる無線局にあつては二百円とする。

十三 （同上）

別表第七（第百三条の二関係）

区域	係数
一 北海道の区域	○・〇二八一
二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び	○・〇四七〇

福島県の区域	
三 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	〇・四七〇三
四 新潟県及び長野県の区域	〇・〇二二七
五 富山県、石川県及び福井県の区域	〇・〇一五六
六 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	〇・一一九六
七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	〇・一六三六
八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	〇・〇三八六
九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	〇・〇一九九
十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	〇・〇六八二
十一 沖縄県の区域	〇・〇〇七九
十二 一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・五六六六
十三 五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・四三三四
十四 一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	一・〇〇〇〇
十五 自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・二三五二

福島県の区域	
三 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	〇・四六五八
四 新潟県及び長野県の区域	〇・〇二三一
五 富山県、石川県及び福井県の区域	〇・〇一五九
六 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	〇・一一九九
七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	〇・一六四一
八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	〇・〇三九一
九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	〇・〇二〇四
十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	〇・〇六八八
十一 沖縄県の区域	〇・〇〇七八
十二 一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・五六四〇
十三 五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・四三六〇
十四 一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	一・〇〇〇〇
十五 自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・二三二九

十六 自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・〇八一八
備考 別表第六備考第五号に規定する第四地域及び電波の利用の程度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる区域として総務省令で定めるものに開設される広域開設無線局のみに使用させる広域使用電波に係るこの表の下欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の十分の一に相当する数値とする。	

別表第八（第百三条の二関係）

別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局に係る広域使用電波	広域使用電波の区分		金額
	電氣通信業務を行うことを目的とする無線局に係るもの	三千六百メガヘルツ以下の周波数のものを 二千二十五メガヘルツを超え二千二百メガヘルツ以下又は二千二百メガヘルツを超え二千二百九十メガヘルツ以下の周波数のもの	
	その他のもの	その他のもの	一億三千二百一十一万千二百円 一億三千二百一十一万千二百円 三千二百八十 五万七千円

十六 自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・〇八二一
備考 （同上）	

別表第八（第百三条の二関係）

別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局に係る広域使用電波	広域使用電波の区分		金額
	電氣通信業務を行うことを目的とする無線局に係るもの	三千六百メガヘルツ以下の周波数のものを 二千二十五メガヘルツを超え二千二百メガヘルツ以下又は二千二百九十メガヘルツ以下の周波数のもの	
	その他のもの	その他のもの	一億二千六百一十六万六千二百円 一億二千六百一十六万六千二百円 三千二百六十 三万九千七百円

	三千六百メガヘルツを超える周波数のもの	
	その他のもの	
別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る 広域使用電波	一億三千二百 十一万千百円	百七十七万二 千六百円
	三百十二万四 千三百円	
別表第六の六の項に掲げる無線局に係る広域使用電波	六百四十一万 八千四百円	
	備考 広域使用電波のうち、広域開設無線局及び広域開設無線局以外の無線局のいずれにも使用させるものとして総務大臣が指定するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、同欄に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。	

別表第九（第百三条の二関係）

無線局の区分		金額
一 三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電	空中線電力が十ミリワット以下のもの	五千九百八十円
	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	八千円
	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	三千五百六十円
	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	千一百十円
	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	六百六十円

	三千六百メガヘルツを超える周波数のもの	
	その他のもの	
別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域使用電波		百四十七万七千二百円
		千二百円
別表第六の六の項に掲げる無線局に係る広域使用電波		一億二千六百一十六万六千二百円
		百円
備考 (同上)		三百二十三万三千二百円
		二千二百円
		五百三十四万八千七百円
		八千七百円

別表第九（第百三条の二関係）

無線局の区分		金額
一 三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電	空中線電力が十ミリワット以下のもの	四千九百九十円
	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	九十円
	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	二千九百七十円
	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	九百三十円
	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	五百五十円

備考 この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。	二 一の項に掲げる無線局以外の無線局	波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの	空中線電力が十ミリワットを超えるもの	の区域内にあるもの	円
				設置場所が第一地域の区域内にあるもの	九万七千六百円
				設置場所が第二地域の区域内にあるもの	五万三千二百円
				設置場所が第三地域の区域内にあるもの	一万七千六百円
				設置場所が第四地域の区域内にあるもの	九千円
備考 (同上)	二 一の項に掲げる無線局以外の無線局	波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの	空中線電力が十ミリワットを超えるもの	の区域内にあるもの	円
				設置場所が第一地域の区域内にあるもの	八万四千八百円
				設置場所が第二地域の区域内にあるもの	四万四千四百円
				設置場所が第三地域の区域内にあるもの	一万四千七百円
				設置場所が第四地域の区域内にあるもの	七千五百円

改正案	現行
第二章 無線局の免許等 第一節 無線局の免許 （欠格事由） 第五条 （略） 2 （略） 3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。 一・二 （略） 三 第二十七条の十六第一項（第一号を除く。）又は第六項（第四号及び第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者 四 （略） 4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（第九十九条の二を除き、以下「放送」という。）であつて、第二十六条第二項第五号イに掲げる周波数（第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。）の電波を使用するもの（以下「基幹放送」という。）をする無線局（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送（放送法第二条第十三号に規定する衛星基幹放送をいう。次条第二項第九号イ及び第八十条の二において同じ。）及び移動受信用地上基幹放送（同法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする無線局を除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号（コミュニティ放送（同法第	第二章 （同上） 第一節 （同上） （欠格事由） 第五条 （同上） 2 （同上） 3 （同上） 一・二 （同上） 三 第二十七条の十六第一項（第一号を除く。）又は第二項（第四号及び第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者 四 （同上） 4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（第九十九条の二を除き、以下「放送」という。）であつて、第二十六条第二項第五号イに掲げる周波数（第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。）の電波を使用するもの（以下「基幹放送」という。）をする無線局（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送（放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。地上基幹放送（同法第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする無線局を除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号

九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。次条第二項第九号ハ及び第八十条の二第一号において同じ。」をする無線局にあつては、第三号を除く。」のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

一 第一項第一号から第三号まで若しくは前項各号に掲げる者又は放送法第百三条第一項若しくは第百四条（第五号を除く。）の規定による認定の取消し若しくは同法第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が特定役員（放送法第二条第三十一号に規定する特定役員をいう。次条第二項第九号イにおいて同じ。）であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

三 法人又は団体であつて、イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合（以下「外国人等直接保有議決権割合」という。）とこれらの者によりロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合（次条第二項第九号ハにおいて「外国人等間接保有議決権割合」という。）とを合計した割合が五分の一以上であるもの（前号に該当する場合を除く。）

イ 第一項第一号から第三号までに掲げる者

ロ 外国人等直接保有議決権割合

で定める割合以上である法人又は団体

四 法人又は団体であつて、その役員が前項各号のいずれかに該当する者であるもの

5 前項に規定する受信障害対策中継放送とは、相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送（放送法第二条第十五号に規定す

のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

一（同上）

二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が
放送法第二条第三十一号の特定役員

であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

三 法人又は団体であつて、イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合（以下「外国人等直接保有議決権割合」という。）とこ

これらの者によりロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合

とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（前号に該当する場合を除く。）

イ（同上）

ロ イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令

で定める割合以上である法人又は団体

四（同上）

5 前項に規定する受信障害対策中継放送とは、相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送（放送法第二条第十五号の地上基

る地上基幹放送をいう。以下同じ。）及び当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送（同条第十九号に規定する多重放送をいう。以下同じ。）を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にその再放送をする基幹放送のうち、当該障害に係る地上基幹放送又は当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送をする無線局の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう。

6（略）

（免許の申請）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項（前条第二項各号に掲げる無線局の免許を受けようとする者にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 目的（二以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。）

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方及び通信事項

四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、次のイ又はロに掲げるものについては、それぞれイ又はロに定める事項。第十八条第一項を除き、以下同じ。）

イ 人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）その人工衛星の軌道又は位置

ロ 人工衛星局、船舶の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第三項において同じ。）、船舶地球局

幹放送をいう。以下同じ。）及び当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送（同条第十九号の多重放送をいう。以下同じ。）を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にその再放送をする基幹放送のうち、当該障害に係る地上基幹放送又は当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送をする無線局の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう。

6（同上）

（免許の申請）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項

を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一（同上）

二（同上）

三（同上）

四（同上）

イ（同上）

ロ（同上）

(船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。)をいう。以下同じ。)、航空機の無線局(人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第五項において同じ。)、及び航空機地球局(航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。)をいう。以下同じ。))以外の無線局 移動範囲 五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力 六 希望する運用許容時間(運用することができる時間をいう。以下同じ。) 七 無線設備(第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第三号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十四第二項第十号、第三十八条の二第一項、第七十条の五の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第一百二条の十八第一項において同じ。)の工事設計及び工事落成の予定期日 八 運用開始の予定期日 九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十六第一項の登録人(以下「免許人等」という。))との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容 十 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項 十一 代表者の氏名又は名称及び前条第一項第一号から第三号までに	
---	--

五 (同上) 六 (同上) 七 (同上)	八 (同上) 九 (同上)	(新設)
---	-----------------------------	-------------

掲げる者により占められる役員の割合

ロ 外国人等直接保有議決権割合

2 基幹放送局（基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項

を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 目的

二 前項第二号から第九号まで（基幹放送のみをする無線局の免許を受けようとする者にあつては、第三号を除く。）に掲げる事項

三 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

四 事業計画及び事業収支見積

五 放送区域

六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法第二十条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の概要

七 自己の地上基幹放送の業務に用いる無線局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けようとする者にあつては、放送事項

八 地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線

2 基幹放送局（基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて

基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項（自己の地上基幹放送の業務に用いる無線局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び放送事項、地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び当該認定を受けようとする者の氏名又は名称）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 （同上）

二 前項第二号から第九号まで（基幹放送のみをする無線局にあつては、第三号を除く。）に掲げる事項

三 （同上）

四 （同上）

五 （同上）

六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法第二十条第二号の電気通信設備をいう。以下同じ。）の概要

（新設）

（新設）

局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする者の氏名又は名称

九 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項

イ 特定役員の氏名又は名称（前条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、代表者の氏名又は名称及び同条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合）

ロ 外国人等直接保有議決権割合

ハ 地上基幹放送（前条第五項に規定する受信障害対策中継放送及びコミュニティ放送を除く。）の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合

3 3 9 （略）

（工事設計等の変更）

第九条 前条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

2 前項ただし書の総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであつてはならず、かつ、第七条第一項第一号又は第二項第一号の技術基準（次章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。

（新設）

3 3 9 （同上）

（工事設計等の変更）

第九条 前条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。但し、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

2 前項但書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであつてはならず、かつ、第七条第一項第一号又は第二項第一号の技術基準（第三章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。

4 前条の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。 一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。 二 基幹放送局が基幹放送をしないこととすること。 5 次の各号に掲げる無線局について前条の予備免許を受けた者は、当該各号に定める変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 一 基幹放送局以外の無線局（第五条第二項各号に掲げる無線局を除く。） 第六条第一項第十号に掲げる事項の変更（当該変更によつて第五条第一項第四号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。） 二 基幹放送局 第六条第二項第三号、第四号、第六号、第八号又は第九号に掲げる事項の変更（同項第六号に掲げる事項にあつては前項の総務省令で定める軽微な変更に限る、同条第二項第九号に掲げる事項にあつては当該変更によつて第五条第四項第二号又は第三号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）	6 （略） （変更等の許可等） 第十七条 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事
---	---

4 前条の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。 一 （同上） 二 （同上） 5 前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更にあつたときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもつて足りる。 （新設）	6 （同上） （変更等の許可） 第十七条 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事
---	---

項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）をし、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。 一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。 二 基幹放送局が基幹放送をしないこととすること。 2 次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該各号に定める変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 一 基幹放送局以外の無線局（第五条第二項各号に掲げる無線局を除く。） 第六条第一項第十号に掲げる事項の変更（当該変更によつて第五条第一項第四号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。） 二 基幹放送局 第六条第二項第三号、第四号、第六号、第八号又は第九号に掲げる事項の変更（同項第六号に掲げる事項にあつては前項の総務省令で定める軽微な変更に限る、同条第二項第九号に掲げる事項にあつては当該変更によつて第五条第四項第二号又は第三号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。） 3 （略） （開設計画の認定） 第二十七条の十四 特定基地局を開設しようとする者は、通信系（通信	項、放送区域、無線設備の設置場所 若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。 一 （同上） 二 （同上） 2 前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更にあつたときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもつて足りる。 （新設） （新設） 3 （同上） （開設計画の認定） 第二十七条の十四 特定基地局を開設しようとする者は、通信系（通信
--	--

の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第六号及び第四項第三号において同じ。）又は放送系（放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第六号及び第十号並びに第四項第三号において同じ。）ごとに、特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）を作成し、これを次に掲げる事項（電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局を開設しようとする者にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書に添え、総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一 氏名又は名称及び住所

二 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項

イ 代表者の氏名又は名称及び第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合

ロ 外国人等直接保有議決権割合

三 その他総務省令で定める事項

2 9 （略）

（開設計画の変更等）

第二十七条の十五 （略）

2 4 （略）

5 認定開設者は、前条第一項各号に掲げる事項（電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者にあつては、同項第二号に掲げる事項を除く。）に変更（次に掲げるものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 前条第一項第二号に掲げる事項の変更であつて、当該変更によつて第五条第一項第四号に該当することとなるおそれが少ないものと

の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第六号及び第四項第三号において同じ。）又は放送系（放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第六号及び第十号並びに第四項第三号において同じ。）ごとに、特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）を作成し、これを

総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

（新設）

（新設）

2 9 （同上）

（開設計画の変更等）

第二十七条の十五 （同上）

2 4 （同上）

（新設）

して総務省令で定めるもの

二 前条第一項第三号に掲げる事項の変更であつて、総務省令で定める軽微なもの

6 総務大臣は、第一項の認定（前条第九項の総務省令で定める事項についての変更に係るものに限る。）をしたとき、第三項の規定により周波数の指定を変更したとき又は第四項の規定により認定の有効期間を延長したときは、その旨を公示するものとする。

（認定の取消し等）

第二十七条の十六 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。

一・二 （略）

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定開設者（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るものに限る。以下第五項までにおいて同じ。）が第五条第一項第四号に該当することとなつた場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、当該認定開設者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該認定を取り消さないことができる。

一 第五条第一項第四号に該当することとなつた状況

二 前項の規定により当該認定を取り消すこと又はこの項の規定により当該認定を取り消さないことが当該認定に係る移動受信用地上基幹放送の受信者の利益に及ぼす影響

三 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、認定開設者が第五条第一項第四号に該当することとなつたと認めるときは、前項の規定により当該認定開設者の認定を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。

5 総務大臣は、第一項の認定（前条第九項の総務省令で定める事項についての変更に係るものに限る。）をしたとき、第三項の規定により周波数の指定を変更したとき又は前項の規定により認定の有効期間を延長したときは、その旨を公示するものとする。

（認定の取消し等）

第二十七条の十六 （同上）

一・二 （同上）

（新設）

（新設）

4| 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る認定開設者の意見を聴かなければならない。

5| 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る認定開設者に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該認定開設者の認定を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。

6| 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一五 (略)

7| 総務大臣は、前項（第四号及び第五号を除く。）の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定開設者であつた者が受けている他の開設計画の第二十七条の第十四第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。

8| 総務大臣は、第一項又は前二項の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書をその認定開設者に送付しなければならない。

第二節 無線局の登録

(登録の抹消)

第二十七条の三十 総務大臣は、第二十七条の十六第七項、第七十六条第六項から第八項まで若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消したとき、第二十七条の二十一第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は前条第二項の規定により第二十七条の二十一第一項の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

(登録状の返納)

(新設)

(新設)

2| (同上)

一五 (同上)

3| (同上)

4| 総務大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書をその認定開設者に送付しなければならない。

第二節 (同上)

(登録の抹消)

第二十七条の三十 総務大臣は、第二十七条の十六第三項、第七十六条第六項から第八項まで若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消したとき、第二十七条の二十一第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は前条第二項の規定により第二十七条の二十一第一項の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

(登録状の返納)

第二十七条の三十一 第二十七条の十六第七項、第七十六条第六項から第八項まで若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消されたとき、第二十七条の二十一第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は第二十七条の二十九第二項の規定により第二十七条の二十一第一項の登録がその効力を失ったときは、登録人であつた者は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならない。

第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等

第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第三十七項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六条第二十三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

第六章 監督

(無線局の免許の取消し等)

第七十五条 総務大臣は、免許人が第五条第一項、第二項若しくは第四項の規定により免許を受けることができない者となつたとき、又は地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効力を失つたときは、当該免許を受けることができない者となつた免許人の免許

第二十七条の三十一 第二十七条の十六第三項、第七十六条第六項から第八項まで若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消されたとき、第二十七条の二十一第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は第二十七条の二十九第二項の規定により第二十七条の二十一第一項の登録がその効力を失つたときは、登録人であつた者は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならない。

第三章の二 (同上)

第一節 (同上)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第三十七項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六条第二十号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (同上)

第六章 (同上)

(無線局の免許の取消し等)

第七十五条 総務大臣は、免許人が第五条第一項、第二項及び第四項の規定により免許を受けることができない者となつたとき、又は地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効力を失つたときは、当該免許を受けることができない者となつた免許人の免許

又は当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を取り消さなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、免許人が第五条第一項（第四号に係る部分に限る。次項において同じ。）又は第四項（第二号又は第三号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定により免許を受けることができない者となつた場合において、次に掲げる事項

を勘案して必要があると認めるときは、当該免許人の免許の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該免許を取り消さないことができる。

一 第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することとなつた状況

二 前項の規定により当該免許を取り消すこと又はこの項の規定により当該免許を取り消さないことが、次のイ又はロに掲げる無線局の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項に及ぼす影響

イ 基幹放送局 当該免許に係る基幹放送の受信者の利益

ロ 基幹放送局以外の無線局 公共の利益

三 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、免許人が第五条第一項又は第四項の規定により免許を受けることができない者となつたと認めるときは、前項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。

4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る免許人の意見を聴かなければならない。

5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る免許人に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定によ

又は当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を取り消さなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、免許人が第五条第四項（第三号に該当する場合に限る

。 ）の規定により免許を受けることができない者となつた場合において、同項第三号に該当することとなつた状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該免許人の免許の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めてその免許を取り消さないことができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

り当該免許人の免許を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。

第七十七条 総務大臣は、第七十五条から前条まで（第七十五条第二項から第五項まで並びに前条第二項及び第三項を除く。）の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書を免許人等に送付しなければならない。

（報告等）

第八十条 無線局の免許人等は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

一 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行つたとき（第七十条の七第一項、第七十条の八第一項又は第七十条の九第一項の規定により無線局を運用させた免許人等以外の者が行つたときを含む。）。

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。

三 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

第八十条の二 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一 第五条第四項第二号又は第三号（コミュニティ放送をする基幹放送局の免許人にあつては、同項第二号）に該当することとならない

第七十七条 総務大臣は、第七十五条から前条まで

の規定による
処分をしたときは、理由を記載した文書を免許人等に送付しなければならない。

（報告等）

第八十条 （同上）

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

（新設）

ようにするために講じた措置の実施状況

二 第十七条第二項第二号の総務省令で定める変更があつた場合には、当該変更の内容

三 その他第五条第四項第二号又は第三号に該当することとならないようにすることに関する事項として総務省令で定める事項

第七章の二 電波監理審議会

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第六号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第七号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第二項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免

第七章の二 (同上)

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 (同上)

一 第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第六号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第七号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第五項及び第十七条第二項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第二項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免

許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十四（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三第一項第二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号から第四号まで（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条

許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十四（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三第一項第二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号から第四号まで（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条

(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書(無線設備等保守規程の認定等)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支給基準)、第七十三条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。)(国の定期検査を必要とする無線局)、第七十五条第二項第三号(無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項)、第七十八条(第四条の二第五項において準用する場合を含む。)(電波の発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十一第四項(適正な運用の確保が必要な無線局)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(較正の業務の実施)並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令の制定又は改廃

二 (略)

(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書(無線設備等保守規程の認定等)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支給基準)、第七十三条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。)(国の定期検査を必要とする無線局)

、第七十八条(第四条の二第五項において準用する場合を含む。)(電波の発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十一第四項(適正な運用の確保が必要な無線局)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(較正の業務の実施)並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令の制定又は改廃

二 (同上)

三 第二十七条の十六第六項若しくは第七項の規定による開設計画の認定の取消し、同項の規定による無線局の免許等の取消し、第三十九条の十一第二項（第四十七条の五、第七十一条の三第十一項、第二百二条の十七第五項及び第二百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター若しくは指定較正機関の指定の取消し、第四十七条の二第三項（第七十一条の三第十一項及び第二百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関若しくは指定周波数変更対策機関の役員、指定試験機関の試験員若しくは指定較正機関の較正員の解任の命令、第七十条の五の二第七項若しくは第八項の規定による無線設備等保守規程の認定の取消し、第七十六条第四項、第五項、第七項若しくは第八項の規定による無線局の免許の取消し、同項の規定による開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し、同条第六項、第七項若しくは第八項の規定による第二十七条の二十一第一項の登録の取消し、第七十六条の二の規定による指定無線局数の削減及び周波数の指定の変更、第七十六条の二の二の規定による登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限、第七十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更、登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し又は第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による無線従事者の免許若しくは船舶局無線従事者証明の取消し

四・五 （略）

2

（略）

第九章 罰則

三 第二十七条の十六第二項若しくは第三項の規定による開設計画の認定の取消し、同項の規定による無線局の免許等の取消し、第三十九条の十一第二項（第四十七条の五、第七十一条の三第十一項、第二百二条の十七第五項及び第二百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター若しくは指定較正機関の指定の取消し、第四十七条の二第三項（第七十一条の三第十一項及び第二百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関若しくは指定周波数変更対策機関の役員、指定試験機関の試験員若しくは指定較正機関の較正員の解任の命令、第七十条の五の二第七項若しくは第八項の規定による無線設備等保守規程の認定の取消し、第七十六条第四項、第五項、第七項若しくは第八項の規定による無線局の免許の取消し、同項の規定による開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し、同条第六項、第七項若しくは第八項の規定による第二十七条の二十一第一項の登録の取消し、第七十六条の二の規定による指定無線局数の削減及び周波数の指定の変更、第七十六条の二の二の規定による登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限、第七十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更、登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し又は第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による無線従事者の免許若しくは船舶局無線従事者証明の取消し

四・五 （同上）

2

（同上）

第九章 （同上）

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。	第百十六条 (同上)
一・二 (略)	一・二 (同上)
三 第九条第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	(新設)
四 第十七条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	(新設)
五 十四 (略)	三 十二 (同上)
十五 第二十七条の十五第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	(新設)
十六 二十八 (略)	十三 二十五 (同上)
二十九 第八十条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	(新設)
三十 三十二 (略)	二十六 二十八 (同上)

改正案	現行
目次 第一章～第四章（略） 第五章 基幹放送 第一節 通則（第九十一条・第九十二条） 第二節 基幹放送事業者 第一款 認定等（第九十三条―第一百五条） 第二款 業務（第一百六条―第一百六条の二） 第三款 経営基盤強化計画の認定（第一百六条の三―第一百六条の七） 第三節 基幹放送局提供事業者（第一百七条―第二百二十五条） 第六章～第十一章（略） 附則 第三章 日本放送協会 第二節 業務 （業務） 第二十条（略） 255（略） 6 協会は、第一項第一号又は第二号の業務を行うに当たつては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が第四条第二項の責務にのっとり講ずる措置並びに他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。）が第九十	目次 第一章～第四章（同上） 第五章（同上） 第一節（同上） 第二節（同上） 第一款（同上） 第二款 業務（第一百六条―第一百六条） 第三款 経営基盤強化計画の認定（第一百六条の二―第一百六条の六） 第三節（同上） 第六章～第十一章（同上） 附則 第三章（同上） 第二節（同上） （業務） 第二十条（同上） 255（同上） （新設）

（傍線部分は改正部分）

二条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。	
7	協会は、第一項第三号の業務を行うについて、放送に係る有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第二項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するものとし、同号の業務による成果は、できる限り一般の利用に供しなければならない。
8	協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たつては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。
9	第二項第一号の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他総務省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
10	協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
一〇四 (略)	
11	総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。
一・二 (略)	
三	第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法並びに同項第二号の業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、特定受信設備（第六十四条第一項に規定する特定受信設備をいう。）を設置した者について、同条第一項の規定により協会と同
6	(同上)
7	(同上)
8	(同上)
9	(同上)
一〇四 (同上)	
10	(同上)
一・二 (同上)	
三	第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法並びに同項第二号の業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、協会の放送を受信することのできる受信設備 を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とそ

項に規定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四〇六（略）

12 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たつては、第十項の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない。

13 協会は、第十項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表しなければならない。

14 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たつては、第十項の認可を受けた実施基準に基づき、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

15 協会は、第二項第二号の業務を行うに当たつては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

16 総務大臣は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、協会に対し、期限を定めて、当該各号に定める勧告をすることができる。

- 一 第十項の認可を受けた実施基準が第十一項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合 その実施基準を変更すべき旨の勧告
- 二 協会が第十二項の規定に違反している場合 第十項の認可を受けた実施基準に従い第二項第二号又は第三号の業務を行うべき旨の勧告

の放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四〇六（同上）

11 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たつては、第九項の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない。

12 協会は、第九項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表しなければならない。

13 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たつては、第九項の認可を受けた実施基準に基づき、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

14 （同上）

15 （同上）

- 一 第九項の認可を受けた実施基準が第十項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合 その実施基準を変更すべき旨の勧告
- 二 協会が第十一項の規定に違反している場合 第九項の認可を受けた実施基準に従い第二項第二号又は第三号の業務を行うべき旨の勧告

17 総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかったときは、<u>第十項</u>の認可を取り消すことができる。	18 協会は、少なくとも三年ごとに、<u>第二項第二号</u>又は<u>第三号</u>の業務に関する技術の発達及び需要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	19 協会は、<u>第二項第九号</u>又は<u>第三項</u>の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。	20 協会は、基幹放送の受信用機器又はその部品を認定し、基幹放送の受信用機器の修理業者を指定し、その他いかなる名目であつても、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するような行為をしてはならない。	(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)	第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。<u>第二十二條の二第一号</u>を除き、以下この章及び<u>第九十一条第二項</u>において同じ。）として保有しなければならない。	一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。 二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送
16 総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかったときは、<u>第九項</u>の認可を取り消すことができる。	17 (同上)	18 (同上)	19 (同上)	(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)	第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び<u>第九十一条第二項</u>において同じ。）として保有しなければならない。	一 (同上) 二 (同上)

局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

2・3 (略)

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資)

第二十二条 協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる

者に出資することができる。

一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

二 国立研究開発法人情報通信研究機構

三 第四百四十条第二項に規定する指定再放送事業者

四 前三号に掲げる者のほか、第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者

(関連事業持株会社への出資)

第二十二条の二 協会は、前条の場合のほか、協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行を確保するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、関連事業持株会社(その定款で次に掲げる事項を定める会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)に出資することができる。この場合において、協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を関連事業持株会社たる子会社として保有しなければならぬ。

2・3 (同上)

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資)

第二十二条 協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構及び第四百四十条第二項に規定する指定再放送事業者その他第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

一 専ら前条第四号に掲げる者を子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。）として保有することを目的とすること。

二 出資は、次条第一項の認定に係る同項に規定する関連事業出資計画（同条第三項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。同項及び同条第五項において「認定出資計画」という。）に従い、専ら前条第四号に掲げる者に対して行うこと。

（関連事業出資計画の認定）

第二十二條の三 協会は、前条の認可を受け、又は受けようとするときは、関連事業持株会社と共同して、総務省令で定めるところにより、当該関連事業持株会社の出資に関する計画（以下この条及び第二十九条第一項第一号中において「関連事業出資計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その関連事業出資計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る関連事業出資計画の実施が、協会が第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要なものであると認めるときは、その認定をするものとする。

3 協会は、第一項の認定を受けた場合において、認定出資計画を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認定を受けなければならない。

4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。

5 総務大臣は、認定出資計画に従つて当該認定出資計画に記載された出資が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（新設）

きる。

第二十六条 協会は、第二十条第八項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2ゝ4 （略）

第三節 経営委員会

（経営委員会の権限等）

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イゝヌ （略）

ル 第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準

ヲ・ワ （略）

カ 第二十条第十項に規定する実施基準及び同条第十四項に規定する実施計画

ヨゝナ （略）

ラ 第二十条第九項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

ム 第二十条第十九項の総務大臣の認可を受けて行う業務

ウ 第二十二条又は第二十二条の二の総務大臣の認可を受けて行う

第二十六条 協会は、第二十条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2ゝ4 （同上）

第三節 （同上）

（経営委員会の権限等）

第二十九条 （同上）

一 （同上）

イゝヌ （同上）

ル 第六十四条の 受信契約の条項及び受信料の免除の基準

ヲ・ワ （同上）

カ 第二十条第九項に規定する実施基準及び同条第十三項に規定する実施計画

ヨゝナ （同上）

ラ 第二十条第八項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

ム 第二十条第十八項の総務大臣の認可を受けて行う業務

ウ 第二十二条 の総務大臣の認可を受けて行う

出資	中 関連事業出資計画
渡等	ハ 第八十五条第二項の総務大臣の認可を受けて行う放送設備の譲渡等
る組織の委員の委嘱	ニ 情報公開及び個人情報保護に係る審議を行うため協会が設置する組織の委員の委嘱
経営委員会が認めた事項	ク イからオまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項
2・3 (略)	二 (略)
第六節 受信料等	(受信契約及び受信料)
第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備（次に掲げるものを除く。以下この項及び第三項第二号において「特定受信設備」という。）を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約（協会の放送の受信についての契約をいう。以下この条及び第七十条第四項において同じ。）の条項（以下この項において「認可契約条項」という。）で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。	
。ただし、特定受信設備を住居（住居とみなされる場所として認可契約条項で定める場所を含む。）に設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結を必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。	
一 放送の受信を目的としない受信設備	

出資	(新設)
中 (同上)	ハ (同上)
ニ (同上)	オ イからノまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項
2・3 (同上)	二 (同上)
第六節 (同上)	(受信契約及び受信料)
第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備	
を設置した者は	
、協会とその放送の受信についての契約をし	
なければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、	
(新設)	この限りでない。

二 ラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）又は多重放送に限り受信することのできる受信設備	2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によるのでなければ、前項の規定により受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。	3 協会は、受信契約の条項については、次に掲げる事項を定め、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	一 受信契約の単位に関する事項	二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項（特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。）	三 受信料の支払の時期及び方法に関する事項	四 次に掲げる場合において協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項	イ 不正な手段により受信料の支払を免れた場合	ロ 正当な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合	五 その他総務省令で定める事項	4 前項第四号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第四号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定
--	---	---	------------------------	---	------------------------------	---	-------------------------------	---	------------------------	---

（新設）	2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。	3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
-------------	--	--	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

める額に総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。	一 前項第四号イに掲げる場合に該当する場合 支払を免れた受信料の額	二 前項第四号ロに掲げる場合に該当する場合 同項第二号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したと見たならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額	5 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前各項の規定を適用する。	(国際放送の実施の要請等) 第六十五条 (略)	2ゝ4 (略)	5 第二十条第九項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第九項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。	第七節 財務及び会計 (収支予算、事業計画及び資金計画)	第七十条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、これに当該事業年度に係る中期経営計画を添え、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	2・3 (略)	4 第六十四条第一項 の規定により受信契約を締結した者から徴収する受信料の額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによ
			4 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前三項の規定を適用する。	(国際放送の実施の要請等) 第六十五条 (同上)	2ゝ4 (同上)	5 第二十条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。	第七節 (同上) (収支予算、事業計画及び資金計画)	第七十条 (同上)	2・3 (同上)	4 第六十四条第一項本文の規定により契約 を締結した者から徴収する受信料の月額額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによ

つて、定める。

第七十一条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合においては、三箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施することができる。この場合において、前条第四項に規定する受信料の額は、同項の規定にかかわらず、前事業年度終了の日における 受信料の額 とする。

2・3 (略)

(中期経営計画)

第七十一条の二 協会は、三年以上五年以下の期間ごとに、協会の経営に関する計画（次項において「中期経営計画」という。）を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中期経営計画の期間（前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。第七十三条の二第三項及び第五項第二号において同じ。）。

二七 (略)

(支出の制限等)

第七十三条 (略)

2 協会は、次に掲げる業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて

つて、定める。

第七十一条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合においては、三箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施することができる。この場合において、前条第四項に規定する受信料の月額は、同項の規定にかかわらず、前事業年度終了の日の属する月の 受信料の月額 とする。

2・3 (同上)

(中期経営計画)

第七十一条の二 (同上)

2 (同上)

一 中期経営計画の期間（前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。）。

二七 (同上)

(支出の制限等)

第七十三条 (同上)

2 (同上)

整理しなければならない。

一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務（専ら受信料を財源とするものを除く。）

二 第二十条第三項の業務

（還元目的積立金）

第七十三条の二 協会は、毎事業年度の損益計算において第二十条第一項及び第二項の業務（前条第二項第一号に掲げる業務を除く。）から生じた収支差額が零を上回るときは、当該上回る額のうち総務省令で定めるところにより計算した額を還元目的積立金として積み立てなければならない。

2| 還元目的積立金は、協会が次項の規定により収支予算を作成し国会の承認を受けた場合において当該収支予算に係る事業年度の損益計算において前項に規定する収支差額が零を下回るときに、当該下回る額を当該事業年度の予想収支差額（当該収支予算で定める当該収支差額が零を下回る場合における当該下回る額をいう。次項において同じ。）を限度として補う場合を除き、取り崩してはならない。ただし、総務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3| 協会は、中期経営計画の期間の最後の事業年度の前事業年度に係る収支差額の処理を行った後、還元目的積立金の額から当該最後の事業年度の予想収支差額を減じた額（第五項第二号において「予想積立額」という。）が零を上回るときは、当該中期経営計画の期間の次の中期経営計画の期間（同項において「還元実施期間」という。）の事業年度については、還元受信料額により受信料収入（協会の受信料による収入をいう。同項において同じ。）の予想額を計算した収支予算を作成しなければならない。ただし、当該収支予算を作成しないことに

一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務

二 （同上）

（新設）

ついて合理的な理由がある場合は、この限りでない。

- 4| 前項ただし書に規定する場合において、同項に規定する収支予算を作成しないときにおける第七十条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「中期経営計画」とあるのは、「中期経営計画及び第七十三条の二第三項ただし書に規定する理由を記載した書類」とする。

- 5| 第三項に規定する「還元受信料額」とは、還元実施期間の受信料収入の予想額の合計額が第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額を超えない額となるように計算した受信料の額をいう。

一| 基準受信料額（還元実施期間において第一項に規定する業務に係る収入の予想額の合計額と当該業務に係る支出の予想額の合計額が同額となるように計算した受信料の額をいう。）により計算した当該還元実施期間の受信料収入の予想額の合計額

- 二| 当該還元実施期間の直前の中期経営計画の期間に計算した予想積立額

第八節 放送番組の編集等に関する特例

（放送番組の編集等に関する通則等の適用）

第八十四条 第七条、第十二条、第十四条、第九十五条第二項、第九十八条、第百条、第百九条及び第百十六条の二の規定は、協会については、適用しない。

第五章 基幹放送

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当

第八節 （同上）

（放送番組の編集等に関する通則等の適用）

第八十四条 第七条、第十二条、第十四条、第九十五条第二項、第九十八条、第百条及び第百九条
の規定は、協会については、適用しない。

第五章 （同上）

第二節 （同上）

第一款 （同上）

（認定）

第九十三条 （同上）

該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。	一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。	二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。	三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。	四 衛星基幹放送の業務を行おうとする場合にあっては、当該衛星基幹放送において使用する周波数が衛星基幹放送に関する技術の発達及び普及状況を勘案して総務省令で定める衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準に適合すること。	五 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。	イ 基幹放送事業者 ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者 ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその他の者	六 当該認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。
	一 （同上）	二 （同上）	三 （同上）	四 （同上）	五 （同上）	イ （同上） ロ （同上） ハ （同上）	六 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

七 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送、移動受信信用地上基幹放送又はコミュニティ放送（超短波放送による地上基幹放送のうち、一の市町村の全部若しくは一部の区域又はこれに準ずる区域として総務省令で定めるものにおいて受信されることを目的として行われるものをいう。以下同じ。）の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。	イ 日本の国籍を有しない人 ロ 外国政府又はその代表者 ハ 外国の法人又は団体	ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの	ホ 法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合（(2)及び次項第十号において「外国人等直接保有議決権割合」という。）とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合（同号ハ及び第百十六条第三項において「外国人等間接保有議決権割合」という。）とを合計した割合が 五分の一以上であるもの（(ニ)に該当する場合を除く。） (1) イからハまでに掲げる者 (2) 外国人等直接保有議決権割合 が総務省令で定める割合以上である法人又は団体 へ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつ
--	--	---	---

七 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送	とする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと	イ (同上) ロ (同上) ハ (同上) ニ (同上)	ホ 法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合 とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合 とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（(ニ)に該当する場合を除く。） (1) (同上) (2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体 へ (同上)
---	---------------------------------------	---	---

た日から二年を経過しない者	ト 第三百三条第一項又は第四百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者	チ 第三百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者	リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者	ヌ 電波法第二十七条の十六第一項又は第六項（第四号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十四第一項に規定する開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者	ル 法人又は団体であつて、その役員がへから又までのいずれかに該当する者であるもの	2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項	臣に提出しなければならない。 を記載した申請書を総務大	一 氏名又は名称及び住所	二 基幹放送の種類	三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又は当該免許を受けた者の氏名又は名称	四 希望する放送対象地域	五 基幹放送に関し希望する周波数
ト （同上）	チ （同上）	リ （同上）	ヌ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第四号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者	ル （同上）	2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大	臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	二 （同上）	三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称	四 （同上）	五 （同上）		

	六 業務開始の予定期日 七 放送事項 八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 九 衛星基幹放送の業務の認定を受けようとする場合にあっては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置 十 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項 イ 特定役員の氏名又は名称 ロ 外国人等直接保有議決権割合 ハ 地上基幹放送（コミュニティ放送を除く。）の業務の認定を受けようとする場合にあっては、外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合
3	3 5 (略) (放送事項等の変更) 第九十七条 認定基幹放送事業者は、第九十三条第二項第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
2	2 認定基幹放送事業者は、第九十三条第二項第一号、第三号若しくは第十号に掲げる事項に変更があつたとき、又は前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同号に掲げる事項の変更であつて、当該変更によつて同条第一項第七号二又はホに該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものについては、この限りでない。
3	3 (略)
3	六 (同上) 七 (同上) 八 (同上) (新設) (新設)
3	3 5 (同上) (放送事項等の変更) 第九十七条 (同上)
2	2 認定基幹放送事業者は、 前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
3	3 (同上)

(認定の取消し等)

第百三条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号(トを除く。)に掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は認定基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたときは、その認定を取り消さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとなつた場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、当該認定基幹放送事業者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該認定を取り消さないことができる。

一 第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとなつた状況

二 前項の規定により当該認定を取り消すこと又はこの項の規定により当該認定を取り消さないことが当該認定に係る基幹放送の受信者の利益に及ぼす影響

三 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとなつたと認めるときは、前項の規定により当該認定基幹放送事業者の認定を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。

4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る認定基幹放送事業者の意見を聴かなければならない。

5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る認定基幹放送事業者に対し、理由を付してその旨(当該決定が第二項の規定により当該認定基幹放送事業者の認定を取り消さないことと

(認定の取消し等)

第百三条 (同上)

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号ホに該当することとなつた状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該認定基幹放送事業者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めてその認定を取り消さないことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

するものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。

第二款 業務

（基幹放送の休止及び廃止に関する公表）

第一百十條の二 基幹放送事業者（第四百七條第一項に規定する有料放送事業者を除く。）は、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。ただし、基幹放送を継続して休止しようとする時間が二十四時間を超えない範囲内で総務省令で定める時間以内である場合その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第一百十六條 金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第二百二十五條第一項及び第六十一條第一項において同じ。）に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送事業者は、その株式を取得した第九十三條第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者（特定地上基幹放送事業者にあつては、電波法第五條第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同條第四項第三号ロに掲げる者。以下この条において「外国人等」という。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項において「欠格事由」という。）に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒

第二款 （同上）

（新設）

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第一百十六條 （同上）

むことができる。

一 当該基幹放送事業者が衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送を行う認定基幹放送事業者である場合 第九十三
条第一項第七号ニに定める事由

二 当該基幹放送事業者が地上基幹放送（コミュニティ放送を除く。

）を行う認定基幹放送事業者である場合 第九十三條第一項第七号
ニ又はホに定める事由

三 当該基幹放送事業者がコミュニティ放送を行う特定地上基幹放送
事業者である場合 電波法第五條第四項第二号に定める事由

四 当該基幹放送事業者が地上基幹放送（コミュニティ放送を除く。
）を行う特定地上基幹放送事業者である場合 電波法第五條第四項
第二号又は第三号に定める事由

2
（略）

3 前二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むこ
とができる場合を除き、外国人等間接保有議決権割合

が増加

することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている第九十三
條第一項第七号ホ(2)に掲げる者が有する株式の全てについて議決権を
有することとした場合に株式会社である地上基幹放送（コミュニティ
放送を除く。）を行う認定基幹放送事業者が同号ホに定める事由に該
当することとなるときは、特定外国株主（株主名簿に記載され、又は
記録されている同号ホ(1)及び(2)に掲げる者が有する株式のうち同号ホ
に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところ
により議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をい
う。）は、当該株式についての議決権を有しない。

一 当該基幹放送事業者が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送
を行う認定基幹放送事業者である場合 第九十
三条第一項第七号ニに定める事由

二 当該基幹放送事業者が地上基幹放送

）を行う認定基幹放送事業者である場合 第九十三條第一項第七号
ニ又はホに定める事由

（新設）

三 当該基幹放送事業者が

特定地上基幹放送事業者である場合 電波法第五條第四項
第二号又は第三号に定める事由

2
（同上）

3 前二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むこ
とができる場合を除き、第九十三條第一項第七号ホ(1)に掲げる者によ
り同号ホ(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加
することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号ホ(2)
に掲げる者が 有する株式の全てについて議決権を
有することとした場合に株式会社である地上基幹放送

を行う認定基幹放送事業者が同号ホに定める事由に該
当することとなるときは、特定外国株主（株主名簿に記載され、又は
記録されている同号ホ(1)及び(2)に掲げる者が有する株式のうち同号ホ
に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところ
により議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をい
う。）は、当該株式についての議決権を有しない。

4 第一項及び第二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、電波法第五条第四項第三号に規定する外国人等間接保有議決権割合

が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号ロに掲げる者が有する株式の全てについて議決権を有することとした場合に株式会社である地上基幹放送（コミュニティ放送を除く。）を行う特定地上基幹放送事業者が同号に定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主（株主名簿に記載され、又は記録されている同号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

5
(略)

(外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告)

第百十六条の二 認定基幹放送事業者（法人又は団体であるものに限る。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

- 一 第九十三条第一項第七号ニ（地上基幹放送（コミュニティ放送を除く。）を行う認定基幹放送事業者にあつては、同号ニ又はホ）に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況
- 二 第九十七条第二項ただし書の総務省令で定める変更があつた場合には、当該変更の内容
- 三 その他第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとならないようにすることに関する事項として総務省令で定める事項

4 第一項及び第二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、電波法第五条第四項第三号イに掲げる者により同号ロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号ロに掲げる者が有する株式の全てについて議決権を有することとした場合に株式会社である

特定地上基幹放送事業者が同号に定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主（株主名簿に記載され、又は記録されている同号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

5
(同上)

(新設)

第三款 経営基盤強化計画の認定

(指定放送対象地域の指定)

第百十六条の三 (略)

2・3 (略)

(経営基盤強化計画の認定)

第百十六条の四 (略)

2 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四 (略)

五 第百十六条の七の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及び次に掲げる事項

イ 特定放送番組同一化（二以上の国内基幹放送（当該二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が相互に重複せず、かつ、当該放送対象地域のいずれか又は全てが指定放送対象地域である場合に限る。）の放送時間の全部又は一部について、同一の放送番組の放送を同時に行うこと（放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同時に行う場合にあつては、当該二以上の国内基幹放送のうちいずれの国内基幹放送についても、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対する当該同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合が総務省令で定める割合を超える場合に限る。）をいう。以下この条及び第百十六条の七において同じ。）の内容

ロ (略)

六 (略)

3 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めると

第三款 (同上)

(指定放送対象地域の指定)

第百十六条の二 (同上)

2・3 (同上)

(経営基盤強化計画の認定)

第百十六条の三 (同上)

2 (同上)

一～四 (同上)

五 第百十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及び次に掲げる事項

イ 特定放送番組同一化（二以上の国内基幹放送（当該二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が相互に重複せず、かつ、当該放送対象地域のいずれか又は全てが指定放送対象地域である場合に限る。）の放送時間の全部又は一部について、同一の放送番組の放送を同時に行うこと（放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同時に行う場合にあつては、当該二以上の国内基幹放送のうちいずれの国内基幹放送についても、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対する当該同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合が総務省令で定める割合を超える場合に限る。）をいう。以下この条及び第百十六条の六において同じ。）の内容

ロ (同上)

六 (同上)

3 (同上)

きは、その認定をするものとする。

一〇三 (略)

四 第百十六条の七の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとするものにあつては、その地域性確保措置の内容が、当該特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

五 (略)

4 (略)

(認定経営基盤強化計画の変更等)

第百十六条の五 (略)

2〃6 (略)

(基幹放送の業務の認定等に関する特例)

第百十六条の六 (略)

2〃4 (略)

(審議機関の設置等の特例)

第百十六条の七 (略)

2 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者(当該国内基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者でない場合にあつては、その基幹放送局設備を当該国内基幹放送事業者の国内基幹放送の業務の用に供する基幹放送局提供事業者)に対する第九十二条の規定の適用については、同条中「その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域」とあるのは「第百十六条の四第二項第五号イに規定する特定放送番組同一化の対象となる

一〇三 (同上)

四 第百十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとするものにあつては、その地域性確保措置の内容が、当該特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

五 (同上)

4 (同上)

(認定経営基盤強化計画の変更等)

第百十六条の四 (同上)

2〃6 (同上)

(基幹放送の業務の認定等に関する特例)

第百十六条の五 (同上)

2〃4 (同上)

(審議機関の設置等の特例)

第百十六条の六 (同上)

2 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者(当該国内基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者でない場合にあつては、その基幹放送局設備を当該国内基幹放送事業者の国内基幹放送の業務の用に供する基幹放送局提供事業者)に対する第九十二条の規定の適用については、同条中「その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域」とあるのは「第百十六条の三第二項第五号イに規定する特定放送番組同一化の対象となる

二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該基幹放送」とあるのは「当該二以上の国内基幹放送のいずれか」とする。

3 認定放送持株会社の関係会社（第一百五十八条第二項に規定する関係会社をいう。）である認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者に対する第六十三条の規定の適用については、同条中「その放送対象地域」とあるのは「その第百十六条の四第二項第五号イに規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該放送対象地域」とあるのは「当該みなされた一の放送対象地域」とする。

第三節 基幹放送局提供事業者

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第二百二十五条 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送局提供事業者は、その株式を取得した外国人等（電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号ロに掲げる者をいう。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該基幹放送」とあるのは「当該二以上の国内基幹放送のいずれか」とする。

3 認定放送持株会社の関係会社（第一百五十八条第二項に規定する関係会社をいう。）である認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者に対する第六十三条の規定の適用については、同条中「その放送対象地域」とあるのは「その第百十六条の三第二項第五号イに規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該放送対象地域」とあるのは「当該みなされた一の放送対象地域」とする。

第三節 （同上）

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第二百二十五条 （同上）

一 当該基幹放送局提供事業者が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第一項第四号に定める事由	一 (同上)
二 当該基幹放送局提供事業者がコミュニティ放送をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第四項第二号に定める事由 三 当該基幹放送局提供事業者が地上基幹放送(コミュニティ放送を除く。)をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由	(新設) 二 当該基幹放送局提供事業者が地上基幹放送をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由
2 第百十六条第二項、第四項及び第五項の規定は、基幹放送局提供事業者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「外国人等」とあるのは「第百二十五条第一項に規定する外国人等」と、「欠格事由」とあるのは「第百二十五条第一項各号に定める事由」と、「同項」とあるのは「社債等振替法第百五十二条第一項」と、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第百二十五条第一項及び同条第二項において準用する第百十六条第二項」と、「行」特定地上基幹放送事業者」とあるのは「する無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。	2 第百十六条第二項、第四項及び第五項の規定は、基幹放送局提供事業者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「外国人等」とあるのは「第百二十五条第一項に規定する外国人等」と、「欠格事由」とあるのは「第百二十五条第一項各号に定める事由」と、「同項」とあるのは「社債等振替法第百五十二条第一項」と、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第百二十五条第一項及び同条第二項において準用する第百十六条第二項」と、「地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。
第八章 認定放送持株会社 (認定) 第百五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、総務大臣の認定を受けることができる。 一・二 (略)	第八章 (同上) (認定) 第百五十九条 (同上) 一・二 (同上)

2	総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。
一	当該認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社（以下この条において「申請対象会社」という。）が株式会社であること。
二	申請対象会社が、基幹放送事業者でないこと。
三	申請対象会社の子会社（子会社となる会社を含む。以下この条において同じ。）である基幹放送事業者（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）その他当該基幹放送事業者の適切な経営管理を行うために必要な資産として総務省令で定める資産の額の合計額の当該申請対象会社の総資産の額（総務省令で定める方法による資産の合計金額をいう。）に対する割合が、常時、百分の五十を超えることが確実であると見込まれること。
四	申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。
五	申請対象会社が、次のイからヌまでのいずれにも該当しないこと。
イ	(1)若しくは(2)に掲げる者が特定役員である株式会社又は(1)から(3)までに掲げる者がその議決権の五分の一以上を占める株式会社
(1)	日本の国籍を有しない人
(2)	外国政府又はその代表者
(3)	外国の法人又は団体
ロ	(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合（2）及び次項において「外国人等直接保有議決権割合」という。）とこれら

2	（同上）
一	（同上）
二	（同上）
三	（同上）
四	（同上）
五	（同上）
イ	（同上）
(1)	（同上）
(2)	（同上）
(3)	（同上）
ロ	(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合

とこれら

の者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合(同項第七号において「外国人等間接保有議決権割合」という。)とを合計した割合が五分の一以上である株式会社(イに該当する場合を除く。)

(1) イ(1)から(3)までに掲げる者

(2) 外国人等直接保有議決権割合

令で定める割合以上である法人又は団体

ハ この法律又は電波法に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない株式会社

ニ 第三百三条第一項又は第四百条(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ 第三百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヘ 第六十六條第一項(第二号を除く。)又は第六項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ト 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)若しくは第五項(第五号を除く。)の規定により免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 電波法第二十七条の十六第一項又は第六項(第四号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第七十六条第六項(第三号を除く。)の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

又 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

の者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合

とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占める株式会社(イに該当する場合を除く。)

(1) (同上)

(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ハ (同上)

ニ (同上)

ホ (同上)

ヘ 第六十六條第一項(第二号を除く。)又は第二項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者(同上)

ト (同上)

チ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項(第四号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ (同上)

又 (同上)

(1) ハに規定する法律に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	(2) ニからリまでのいずれかに該当する者	3 第一項の認定を申請する者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。	一 認定を申請する者（認定を申請する者が申請対象会社である場合を除く。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	二 申請対象会社の名称及び住所	三 申請対象会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名	四 申請対象会社の関係会社（関係会社となる会社を含む。）である基幹放送事業者（申請対象会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を除く。）の名称及び住所並びに代表者の氏名	五 申請対象会社の特定役員の氏名	六 申請対象会社の外国人等直接保有議決権割合	七 申請対象会社の外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合	八 その他総務省令で定める事項	4 (略)	(届出)	第百六十条 認定放送持株会社は、次の各号のいずれかに該当するとき
(1) (同上)	(2) (同上)	3 (同上)	一 (同上)	二 申請対象会社の名称及び住所並びに代表者の氏名	三 (同上)	四 (同上)	(新設)	(新設)	(新設)	五 (同上)	4 (同上)	(届出)	第百六十条 (同上)

は、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 次のいずれにも該当することとなつたとき（当該認定を受けた際に次のいずれにも該当する場合を除く。）。

イ 以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社とすること。

ロ 二以上の基幹放送事業者を関係会社とすること。

二 前条第三項第二号から第八号までに掲げる事項に変更（同項第五号から第七号までに掲げる事項にあつては、当該変更によつて同条第二項第五号イ又はロに該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）があつたとき。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第六十一条（略）

2 第六十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、認定放送持株会社について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「第六十一条第一項に規定する外国人等」と、「場合に欠格事由」とあるのは「場合に第五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「ときは、同項」とあるのは「ときは、社債等振替法第五十二条第一項」と、「（欠格事由）」とあるのは「（同号イ又はロに定める株式会社）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第六十一条第一項及び同条第二項において準用する第六十六条第二項」と、「外国人等間接保有議決権割合」とあるのは「第六十五条第二項第五号ロに規定する外国人等間接保有議決権割合」と、「第九十三条第一項第七号ホ(2)」とあるのは「同号ロ(2)」と

一（同上）

イ（同上）

ロ（同上）

二 前条第三項第二号から第五号までに掲げる事項に変更

があつたとき。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第六十一条（同上）

2 第六十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、認定放送持株会社について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「第六十一条第一項に規定する外国人等」と、「場合に欠格事由」とあるのは「場合に第五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「ときは、同項」とあるのは「ときは、社債等振替法第五十二条第一項」と、「（欠格事由）」とあるのは「（同号イ又はロに定める株式会社）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第六十一条第一項及び同条第二項において準用する第六十六条第二項」と、「第九十三条第一項第七号ホ(1)」とあるのは「第六十五条第二項第五号ロ(1)」と、「同号ホ(2)」とあるのは「第九十三条第一項第七号ホ(2)」と

「株式会社である地上基幹放送（コミュニティ放送を除く。）を行う認定基幹放送事業者」とあるのは「認定放送持株会社」と、「同号ホに定める事由」とあるのは「同号ロに定める株式会社」と、「同号ホ(1)及び(2)」とあるのは「同号ロ(1)及び(2)」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第百六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

第百六十一条の二 認定放送持株会社は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一 第百五十九条第二項第五号イ又はロに該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

二 第百六十条第二号の総務省令で定める変更があつた場合には、当該変更の内容

三 その他第百五十九条第二項第五号イ又はロに該当することとならないようにすることに関する事項として総務省令で定める事項

（認定の取消し等）

第百六十六条 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。

一 第百五十九条第二項第五号イから又まで（へを除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二 （略）

2 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、総務大臣は、認定放送持株会社が第百五十九条第二項第五号イ又はロに該当す

「とあるのは「同号ロ(2)」と、「株式会社である地上基幹放送（認定放送持株会社」と、「同号ホに定める事由」とあるのは「認定放送持株会社」と、「同号ホ(1)及び(2)」とあるのは「同号ロ(1)及び(2)」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第百六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

（新設）

（認定の取消し）

第百六十六条 （同上）

一 （同上）

二 （同上）

（新設）

ることとなつた場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、期間を定めてその認定を取り消さないことができる。	一 第一百五十九条第二項第五号イ又はロに該当することとなつた状況 二 前項の規定により当該認定を取り消すこと又はこの項の規定により当該認定を取り消さないことが当該認定放送持株会社の子会社又は関係会社である基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者が行う基幹放送の受信者の利益に及ぼす影響 三 その他総務省令で定める事項	3 総務大臣は、認定放送持株会社が第一百五十九条第二項第五号イ又はロに該当することとなつたと認めるときは、前項の規定により当該認定放送持株会社の認定を取り消さないこととするか否かの決定をしななければならない。	4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る認定放送持株会社の意見を聴かなければならない。	5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る認定放送持株会社に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該認定放送持株会社の認定を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。	6 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。 一 認定を受けた日から六箇月以内に次のいずれにも該当する株式会社とならなかつたとき。 イ 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社と	2 (同上) 一 (同上) イ (同上)
--	---	--	--	---	---	--

すること。

ロ 二以上の基幹放送事業者を関係会社とすること。

二 前号イ及びロのいずれにも該当する会社でなくなつたとき。

三 不正な手段により認定を受けたとき。

四 第百五十九条第二項各号（第五号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたとき。

第十章 雑則

（電波監理審議会への諮問）

第百七十七条 （略）

一 第九十一条第一項若しくは第四項の規定による基幹放送普及計画の制定若しくは変更、第百十六条の三第一項の規定による指定放送対象地域の指定又は第百五十条の三第一項各号の規定による有料放送の役務の指定

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十條第九項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十條第十項（実施基準の認可）、同条第十九項（任意的業務の認可）、第二十二條（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二條の二（関連事業持株会社への出資の認可）、第二十二條の三第一項若しくは第三項（関連事業出

資計画の認定）、第六十四條第二項及び第三項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五條第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六條第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一條第一項（収支予算等の認可）、第七十三條の二第二項（ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可））、第八十五條第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六條第一項（放送の廃止又

ロ （同上）

二 （同上）

三 （同上）

四 （同上）

第十章 （同上）

（電波監理審議会への諮問）

第百七十七条 （同上）

一 第九十一条第一項若しくは第四項の規定による基幹放送普及計画の制定若しくは変更、第百十六条の二第一項の規定による指定放送対象地域の指定又は第百五十条の三第一項各号の規定による有料放送の役務の指定

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十條第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十條第九項（実施基準の認可）、同条第十八項（任意的業務の認可）、第二十二條（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）

、第六十四條第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五條第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六條第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一條第一項（収支予算等の認可）

、第八十五條第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六條第一項（放送の廃止又

は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第一百六条の四第一項(経営基盤強化計画の認定)、第二百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第四百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第五百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第五百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第六百六十七条第一項(センターの指定)の規定による処分

三 (略)

四 第二十條第十七項(実施基準の認可の取消し)、第二十二條の三第五項(関連事業出資計画の認定の取消し)、第四百四条(基幹放送の業務に関する認定の取消し)、第一百六条の五第五項(経営基盤強化計画の認定の取消し)、第三百三十一条(一般放送の業務に関する登録の取消し)、第六百六十六条第六項(認定放送持株会社に関する認定の取消し)又は第七百七十三条第一項(センターの指定の取消し)の規定による処分

五 第二條第二十四号(基幹放送局設備)、同条第三十一号(特定役員)、同条第三十二号(支配関係)、第六十四條第四項(割増金の額に係る倍数)、第九十三條第一項第四号(衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準)、同項第五号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基準)、同条第四項(基幹放送の業務の認定の申請

は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第一百六条の三第一項(経営基盤強化計画の認定)、第二百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第四百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第五百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第五百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第六百六十七条第一項(センターの指定)の規定による処分

三 (同上)

四 第二十條第十六項(実施基準の認可の取消し)、第四百四条(基幹放送の業務に関する認定の取消し)、第一百六条の四第五項(経営基盤強化計画の認定の取消し)、第三百三十一条(一般放送の業務に関する登録の取消し)、第六百六十六条第二項(認定放送持株会社に関する認定の取消し)又は第七百七十三条第一項(センターの指定の取消し)の規定による処分

五 第二條第二十四号(基幹放送局設備)、同条第三十一号(特定役員)、同条第三十二号(支配関係)、第九十三條第一項第四号(衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準)、同項第五号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基準)、同条第四項(基幹放送の業務の認定の申請

期間）、第九十七条第一項ただし書（基幹放送に係る軽微な変更） 、第九十三条第二項第三号（基幹放送の業務に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第一百一十一条第一項（基幹放送設備の技術基準）、第一百三十三条、第二百二十二条若しくは第三百三十七条（報告を要する重大事故の基準）、第二百一十一条第一項（基幹放送局設備の技術基準）、第二百二十六条第一項ただし書（登録を要しない一般放送）、第三百三十六条第一項（一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準）、第五百五十条（有料放送の役務の提供条件の説明）、第五百五十条の二第二項（書面の交付）、第五百五十条の三第一項若しくは第四項ただし書（書面による解除）、第五百五十一条の二第二号（有料放送事業者等の禁止行為）、第六百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ただし書（基幹放送による表現の自由享有基準の特例）、第六百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ハ（認定放送持株会社に係る特例）、第六百六十四条第二項（保有基準割合）又は第六百六十六条第二項第三号（認定放送持株会社に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項）の規定による総務省令の制定又は改廃 2 前項各号（第四号を除く。）に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。 （勧告） 第七百七十九条 電波監理審議会は、第七百七十七条第一項各号に掲げる事項に関し、総務大臣に対して必要な勧告をすることができる。 2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。	
---	--

期間）、第九十七条第一項ただし書（基幹放送に係る軽微な変更） 、第一百一十一条第一項（基幹放送設備の技術基準）、第一百三十三条、第二百二十二条若しくは第三百三十七条（報告を要する重大事故の基準）、第二百一十一条第一項（基幹放送局設備の技術基準）、第二百二十六条第一項ただし書（登録を要しない一般放送）、第三百三十六条第一項（一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準）、第五百五十条（有料放送の役務の提供条件の説明）、第五百五十条の二第二項（書面の交付）、第五百五十条の三第一項若しくは第四項ただし書（書面による解除）、第五百五十一条の二第二号（有料放送事業者等の禁止行為）、第六百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ただし書（基幹放送による表現の自由享有基準の特例）、第六百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ハ（認定放送持株会社に係る特例）又は第六百六十四条第二項（保有基準割合） 2 前項各号（第四号を除く。）の 事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。 （勧告） 第七百七十九条 電波監理審議会は、第七百七十七条第一項各号の 事項に関し、総務大臣に対して必要な勧告をすることができる。 2 （同上）	
---	--

3| 総務大臣は、第一項の勧告に基づき講じた施策について電波監理審議会に報告しなければならない。

第十一章 罰則

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当するとき は、その違反行為をした協会又は学園の役員を百万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項から第三項まで及び第六十五条第四項の業務以外の業務を行ったとき。

二 第十八条第二項、第二十條第九項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）、第二十條第十項若しくは第十九項、第二十二條、第二十二條の二、第六十四條第二項若しくは第三項、第七十一条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十九条第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三 第三十八条、第六十条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項又は第七十四条第一項の規定に違反したとき。

第百九十一条 次の各号のいずれかに該当するとき は、その違反行為をした協会又は学園の役員を二十万円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第二十條第十四項、第二十一條第三項、第二十三條第三項、第二十五條、第二十六條第四項、第八十六條第二項若しくは第三項又は第八十九條第二項の規定に違反して届出をしないとき。

三 第二十條第十三項若しくは第十四項、第四十一條、第六十一條、第六十二條又は第七十一條の二第一項の規定に違反して公表をせず

（新設）

第十一章 （同上）

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会又は学園の役員を百万円以下の罰金に処する。

一 （同上）

二 第十八条第二項、第二十條第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）、第二十條第九項若しくは第十八項、第二十二條、第六十四條第二項若しくは第三項、第七十一条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十九条第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三 （同上）

第百九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会又は学園の役員を二十万円以下の過料に処する。

一 （同上）

二 第二十條第十三項、第二十一條第三項、第二十三條第三項、第二十五條、第二十六條第四項、第八十六條第二項若しくは第三項又は第八十九條第二項の規定に違反して届出をしないとき。

三 第二十條第十二項若しくは第十三項、第四十一條、第六十一條、第六十二條又は第七十一條の二第一項の規定に違反して公表をせず

、又は虚偽の公表をしたとき。 四 第四十四条第一項又は第七十七条第二項の規定による調査を妨げたとき。 五 第七十二条第三項又は第七十四条第四項の規定に違反して書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。 六 第七十三条の二第一項又は第二項の規定に違反して還元目的積立金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。 七 第七十三条の二第三項の規定に違反して同項に規定する収支予算を作成しなかつたとき。 2 協会の子会社の役員が第四十四条第二項又は第七十七条第二項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。 第百九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。 一 第百十六条の二、第百十六条の五第四項又は第百六十一条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 (略)	、又は虚偽の公表をしたとき。 四 (同上) 五 (同上) (新設) (新設) 2 (同上) 第百九十三条 (同上) 一 第百十六条の四第四項 規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 (同上) の
---	---

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十一条第一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）				別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）			
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項		課 税 標 準	税 率	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項		課 税 標 準	税 率
一〇五十三の二（略）				一〇五十三の二（同上）			
五十四 （略）				五十四 （同上）			
（一）（略）		（略）	（略）	（一）（同上）		（同上）	（同上）
（二）電波法第二十七条の二十一第一項（登録）の無線局の登録（再登録その他政令で定める登録を除く。）		（略）	（略）	（二）電波法第二十七条の十八第一項（登録）の無線局の登録（再登録その他政令で定める登録を除く。）		（同上）	（同上）
（三）（六）（略）		（略）	（略）	（三）（六）（同上）		（同上）	（同上）
五十五―百六十 （略）				五十五―百六十 （同上）			

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十一条第二号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係） 提供を受ける国の機関又は法人				別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係） 提供を受ける国の機関又は法人			
一〇二十五（略）	（略）	電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）による同法第四条の免許、同法第四条の二第二項の届出、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十七条の二十一第一項の登録、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）	一〇二十五（同上）	（同上）	電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）による同法第四条の免許、同法第四条の二第二項の届出、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十七条の十八第一項の登録、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（同上）
二十六 総務省	（略）	（略）	（略）	二十六 総務省	（同上）	（同上）	（同上）
二七〇百二十三（略）	（略）	（略）	（略）	二七〇百二十三（同上）	（同上）	（同上）	（同上）

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）（附則第十一条第三号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第四章 電気通信事業法等の特例 第三節 電波法の特例 第三十四条 前条の規定の適用がある場合における電波法第四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十五条、第二十七条の二、第二十七条の二十一第一項、第三十八条の七第三項及び第四項、第三十八条の二十第二項、第三十八条の二十一第三項、第三十八条の二十二第二項、第三十八条の二十三第二項、第三十八条の二十八第二項、第三十八条の三十第四項、第三十八条の四十四第三項、第七章、第九十九条の二並びに第百三条の二十三項及び第二十項から第四十五項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第四条第二号中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号。以下「相互承認実施法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第三十八条の七第三項及び第四項並びに第三十八条の四十四第三項中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三	第四章 （同上） 第三節 （同上） 第三十四条 前条の規定の適用がある場合における電波法第四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十五条、第二十七条の二、第二十七条の十八第一項、第三十八条の七第三項及び第四項、第三十八条の二十第二項、第三十八条の二十一第三項、第三十八条の二十二第二項、第三十八条の二十三第二項、第三十八条の二十八第二項、第三十八条の三十第四項、第三十八条の四十四第三項、第七章、第九十九条の二並びに第百三条の二十三項及び第二十項から第四十五項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第四条第二号中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号。以下「相互承認実施法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第三十八条の七第三項及び第四項並びに第三十八条の四十四第三項中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三

十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第百三条の二第十三項中「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」、相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第百三条の二第十三項中「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」、相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第八章 法令の適用に関する特別措置 第十節 郵政省関係 第三百三十五条 沖縄県の区域において日本放送協会が徴収する受信料の額は、当分の間、沖縄県の区域における日本放送協会の業務の実状及び社会的経済的事情を考慮して定めなければならない。	第八章 （同上） 第十節 （同上） 第三百三十五条 沖縄県の区域において日本放送協会が徴収する受信料の額は、当分の間、沖縄県の区域における日本放送協会の業務の実状及び社会的経済的事情を考慮して定めなければならない。

改 正 案	現 行
第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等 （革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例） 第二十五条の二 （略） 2 技術実証区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。 一・二 （略） 三 （略） イ・ニ （略） ホ （略） (1) （略） (i) （略） (vi) （略） (vii) 他の電波法第二条第五号に規定する無線局（以下この条において単に「無線局」という。）の同法第十四条第二項第二号の免許人又は同法第二十七条の二十六第一項の登録人（2） (vii)及び第十六項において「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容 (2)・(3) （略） 四・五 （略） 3 20 （略）	第四章 （同上） （革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例） 第二十五条の二 （同上） 2 （同上） 一・二 （同上） 三 （同上） イ・ニ （同上） ホ （同上） (1) （同上） (i) （同上） (vi) （同上） (vii) 他の電波法第二条第五号に規定する無線局（以下この条において単に「無線局」という。）の同法第十四条第二項第二号の免許人又は同法第二十七条の二十三第一項の登録人（2） (vii)及び第十六項において「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容 (2)・(3) （同上） 四・五 （同上） 3 20 （同上）

（傍線部分は改正部分）